

函館圏公立大学 広域連合例規集

令和7年度（2025年度）版

令和7年4月

総目次

第1編 広域連合	7
第1章 総規	7
第2章 議会	15
第3章 選挙管理委員会	21
第4章 公平委員会	24
第5章 監査委員	31
第6章 組織・処務	34
第7章 行政手続	50
第8章 情報公開・個人情報保護	68
第9章 人事	101
第10章 給与	107
第11章 財政・会計	109
第12章 大学	112
第2編 準用条例等	125
第1章 議会	
第2章 公平委員会	
第3章 組織・処務	
第4章 人事	
第5章 旅費・公務災害補償	
第6章 財務・会計	

第1編 広域連合

第1章 総規

- 函館圏公立大学広域連合規約（平成9年11月5日市町村第1683号指令）……………7
- **函館圏公立大学広域連合の休日定める条例**……………11
（平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第4号）
- **函館圏公立大学広域連合公告式条例**……………12
（平成9年11月6日函館圏公立大学広域連合条例第1号）
- 函館圏公立大学広域連合広域計画（令和元年11月25日議決）……………13

第2章 議会

- **函館圏公立大学広域連合議会の定例会の回数定める条例**……………15
（平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第2号）
- 函館圏公立大学広域連合議会の定例会の招集月を定める規則……………16
（平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第2号）
- 函館圏公立大学広域連合議会の運営に関する規則……………17
（平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合議会規則第1号）
- **函館圏公立大学広域連合議会事務局設置条例**……………18
（平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第3号）
- 函館圏公立大学広域連合議会事務局設置条例施行規則……………19
（平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合議会規則第2号）

第3章 選挙管理委員会

- 函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程……………21
（平成9年12月4日函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号）

第4章 公平委員会

- **函館圏公立大学広域連合公平委員会設置条例**……………24
（平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第5号）
- 函館圏公立大学広域連合公平委員会の運営等に関する規則……………25
（平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）
- 函館圏公立大学広域連合公平委員会処務規則……………26
（平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第2号）
- 函館圏公立大学広域連合公平委員会聴聞手続規則……………28
（平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第3号）

- 函館圏公立大学広域連合管理職員等の範囲を定める規則……………29
 (平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第4号)

第5章 監査委員

- **函館圏公立大学広域連合監査委員条例**……………31
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第6号)
- 函館圏公立大学広域連合監査事務局規程……………32
 (平成9年12月2日函館圏公立大学広域連合監査委員規程第1号)

第6章 組織・処務

- **函館圏公立大学広域連合事務局設置条例**……………34
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第7号)
- 函館圏公立大学広域連合事務局設置条例施行規則……………35
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第3号)
- **函館圏公立大学広域連合の運営に関する条例**……………37
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第8号)
- 函館圏公立大学広域連合の運営に関する規則……………39
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第4号)
- 函館圏公立大学広域連合事務専決および代決規程……………41
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合訓令第1号)
- 函館圏公立大学広域連合会計管理者事務の専決および代決規程……………46
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合訓令第2号)
- 函館圏公立大学広域連合公印規則……………48
 (平成9年11月6日函館圏公立大学広域連合規則第1号)

第7章 行政手続

- **函館圏公立大学広域連合行政手続条例**……………50
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第9号)
- 函館圏公立大学広域連合行政手続条例施行規則……………60
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第6号)
- 函館圏公立大学広域連合聴聞手続規則……………61
 (平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第7号)
- **函館圏公立大学広域連合行政不服審査法施行条例**……………65
 (平成28年11月24日函館圏公立大学広域連合条例第1号)

第8章 情報公開・個人情報保護

- **函館圏公立大学広域連合情報公開条例**……………68
(平成14年2月27日函館圏公立大学広域連合条例第1号)
- 函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則 …… 75
(平成14年2月28日函館圏公立大学広域連合規則第2号)
- 函館圏公立大学広域連合議会の所管に係る函館圏公立大学広域連合
情報公開条例施行規則 …… 78
(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合議会規則第3号)
- 函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会の所管に係る
函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規程 …… 79
(平成9年12月4日函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第2号)
- 函館圏公立大学広域連合公平委員会の所管に係る
函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則 …… 80
(平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第5号)
- 函館圏公立大学広域連合監査委員の所管に係る函館圏公立大学広域連合
情報公開条例施行規程 …… 81
(平成9年12月2日函館圏公立大学広域連合監査委員規程第2号)
- **函館圏公立大学広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例** …… 82
(令和5年2月17日函館圏公立大学広域連合条例第1号)
- **函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例** …… 86
(令和5年2月17日函館圏公立大学広域連合条例第2号)
- 函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する規則 …… 90
(令和5年3月27日函館圏公立大学広域連合規則第3号)
- 函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護
に関する規程 ……93
(令和5年3月31日函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号)
- 函館圏公立大学広域連合公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則 ……94
(令和5年3月31日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号)
- 函館圏公立大学広域連合監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する規程 ……95
(令和5年3月28日函館圏公立大学広域連合監査委員規程第1号)
- 函館圏公立大学広域連合保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程……96
(令和5年3月31日函館圏公立大学広域連合訓令第1号)
- 函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会規則…………… 100
(令和5年3月27日函館圏公立大学広域連合規則第4号)

第9章 人事

- **函館圏公立大学広域連合職員定数条例**…………… 101
(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第12号)
- 函館圏公立大学広域連合職員職名規則…………… 103
(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第13号)

- 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則……………104
（平成17年3月31日函館圏公立大学広域連合規則第4号）
- **函館圏公立大学広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例**……………105
（平成17年7月22日函館圏公立大学広域連合条例第3号）

第10章 給 与

- **函館圏公立大学広域連合特別職の職員の議員報酬，報酬および費用弁償に関する条例**……………107
（平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第13号）

第11章 財政・会計

- **函館圏公立大学広域連合財政状況の公表に関する条例** ……………109
（平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第14号）
- 函館圏公立大学広域連合会計規則……………110
（平成10年11月2日函館圏公立大学広域連合規則第1号）

第12章 大学

- **函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会条例** ……………112
（平成19年11月30日函館圏公立大学広域連合条例第4号）
- **公立大学法人公立はこだて未来大学への職員の引継ぎに関する条例** ……………114
（平成19年11月30日函館圏公立大学広域連合条例第6号）
- **公立大学法人公立はこだて未来大学に係る重要な財産を定める条例** ……………115
（平成19年11月30日函館圏公立大学広域連合条例第7号）
- 函館圏公立大学広域連合が設立する公立大学法人の業務運営ならびに財務および会計に関する規則 ……………116
（平成20年3月28日函館圏公立大学広域連合規則第7号）
- **公立はこだて未来大学教育振興基金条例** ……………121
（平成12年2月29日函館圏公立大学広域連合条例第5号）
- 公立はこだて未来大学教育振興基金条例の施行期日を定める規則 ……………122
（平成12年3月23日函館圏公立大学広域連合規則第1号）
- **公立はこだて未来大学施設整備基金条例** ……………123
（平成15年2月28日函館圏公立大学広域連合条例第3号）
- 公立はこだて未来大学施設整備基金条例の施行期日を定める規則 ……………124
（平成15年3月4日函館圏公立大学広域連合規則第1号）

○函館圏公立大学広域連合規約

(平成9年11月5日市町村第1683号指令)

沿革 平成12. 3. 15
平成16. 11. 25市町村第1840号指令
平成18. 1. 6市町村第2100号指令
平成19. 3. 26市町村第2180号指令
平成19. 9. 5市町村第978号指令

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、函館圏公立大学広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、函館市、北斗市および七飯町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく公立大学法人の設立および同法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する事務を処理する。

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、前条の事務に関連して広域連合または関係市町が行う事務について記載するものとする。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、函館市東雲町4番13号に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、9人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 函館市 4人
- (2) 北斗市 3人
- (3) 七飯町 2人

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったときまたは広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議会の議長および副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長および副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長および副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合長等)

第11条 広域連合に、広域連合長および副広域連合長2人を置く。

(広域連合長等の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。

4 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合長等の任期)

第13条 広域連合長および副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(会計管理者)

第14条 広域連合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(補助職員)

第15条 広域連合に、第11条および前条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第16条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔なものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第17条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)および広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国および道の支出金
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号の関係市町の負担金は、第4条の事務に要する経費から同項第2号から第5号までに掲げる収入を除いたものとし、その額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

(規則への委任)

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成12. 3. 15）

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 11. 25市町村第1840号指令）

- 1 この規約は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 平成16年度の関係市町の負担金の負担割合については、変更後の函館圏公立大学広域連合規約の規定にかかわらず、変更前の函館圏公立大学広域連合規約の規定により算定するものとし、函館市に編入される前の戸井町に係る負担金は、函館市の負担金に加算する。
- 3 平成17年度の関係市町の負担金の負担割合の算定に当たっては、別表中「函館市の人口が関係市町の人口」とあるのは「函館市の人口（函館市に編入される前の戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の人口を含む。）が関係市町の人口（函館市の人口には、函館市に編入される前の戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の人口を含む。）」と、「函館市の標準財政規模が関係市町の標準財政規模」とあるのは「函館市の標準財政規模（函館市に編入される前の戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の標準財政規模を含む。）が関係市町の標準財政規模（函館市の標準財政規模には、函館市に編入される前の戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の標準財政規模を含む。）」とする。
- 4 平成18年度の関係市町の負担金の負担割合の算定に当たっては、別表中「函館市の人口が関係市町の人口」とあるのは、「函館市の人口（函館市に編入される前の戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の人口を含む。）が関係市町の人口（函館市の人口には、函館市に編入される前の戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の人口を含む。）」とする。

附 則（平成18. 1. 6市町村第2100号指令）

- 1 この規約は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 平成17年度の関係市町の負担金の負担割合については、この規約による変更後の函館圏公立大学広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）の規定にかかわらず、この規約による変更前の函館圏公立大学広域連合規約の規定により算定するものとし、北斗市の負担金の額は、廃置分合前の上磯町および大野町に係る負担金の額を合算した額とする。
- 3 平成18年度の関係市町の負担金の負担割合の算定に当たっての変更後の規約別表の適用については、北斗市の人口および標準財政規模は、廃置分合前の上磯町および大野町の人口および標準財政規模をそれぞれ合算したものとする。
- 4 平成19年度から平成23年度までの関係市町の負担金の負担割合の算定に当たっての変更後の規約別表の適用については、北斗市の人口は、廃置分合前の上磯町および大野町の人口を合算したものとする。

附 則（平成19. 3. 26市町村第2180号指令）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する広域連合議員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、変更後の函館圏公立大学広域連合規約第7条および第8条第2項の規定にかかわらず、その数をもって広域連合議員の定数とする。

附 則（平成19. 9. 5市町村第978号指令）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第18条関係）

区分		負担割合等		
第4条の事務に係る負担金(普通交付税算入額相当分を除く。)	公立大学法人に対する出資に係る経費(地方債元利償還金相当額を含む。)	函館市が全額負担する。		
	広域連合議会費その他広域連合の管理運営に係る経費および公立大学法人に対する運営費交付金(事務員費相当分を除く。)	函館市の負担割合	基本割	100分の85を負担する。
			人口割	函館市の人口が関係市町の人口に占める割合に100分の7.5を乗じた割合を負担する。
			財政力割	函館市の標準財政規模が関係市町の標準財政規模に占める割合に100分の7.5を乗じた割合を負担する。
		北斗市および七飯町(以下「1市1町」という。)の負担割合	人口割	100分の100から函館市の負担割合を控除した負担割合の100分の37.5を1市1町にそれぞれの人口に応じて案分する。
	財政力割		100分の100から函館市の負担割合を控除した負担割合の100分の37.5を1市1町にそれぞれの標準財政規模に応じて案分する。	
均等割	100分の100から函館市の負担割合を控除した負担割合の100分の25を1市1町で均等に負担する。			
公立大学法人に対する運営費交付金(事務員費相当分に限る。)	函館市が全額負担する。			
第4条の事務に係る負担金(普通交付税算入額相当分に限る。)	第4条の事務について普通交付税を算入される関係市町が、当該算入される額に相当する額を負担する。			

備考

- 1 人口は、最近の国勢調査の結果による人口とする。
- 2 標準財政規模は、前々年度の標準財政規模とする。

○函館圏公立大学広域連合の休日を定める条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第4号)

(広域連合の休日)

第1条 次に掲げる日は、函館圏公立大学広域連合（以下「広域連合」という。）の休日とし、広域連合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、広域連合の休日に広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 広域連合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例または規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが広域連合の休日に当たるときは、広域連合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例または規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合公告式条例

(平成9年11月6日函館圏公立大学広域連合条例第1号)

沿革 平成12. 2. 29函館圏公立大学広域連合条例第1号

平成19. 11. 30函館圏公立大学広域連合条例第8号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第16条の規定に基づく函館圏公立大学広域連合(以下「広域連合」という。)の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、函館市の掲示場に掲示して行う。

(規則等の公布および公表)

第3条 広域連合長の定める規則、規程等を公布し、または公表しようとするときは、公布または公表の旨の前文、年月日および広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則、規程等について準用する。

(広域連合の機関の定める規則等の公布および公表)

第4条 前条第1項の規定は、議会その他広域連合の機関の定める規則、規程等で公布または公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「広域連合長名」とあるのは「その機関の名称またはその機関を代表する者の名」と、「広域連合長印」とあるのは「その機関印またはその機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の規則、規程等について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12. 2. 29函館圏公立大学広域連合条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 11. 30函館圏公立大学広域連合条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合広域計画

(令和元年11月25日議決)

1 はじめに

函館圏公立大学広域連合（以下「広域連合」という。）は、地域における大学収容率の向上や就学機会の拡大、研究開発機能の強化等、函館、道南圏が抱える地域的課題の解決を図る事を目的に、函館市、上磯町、大野町、七飯町および戸井町の1市4町（現在の構成市町は、函館市、北斗市、七飯町の2市1町）により、平成9年11月に設立され、平成12年4月には、公立はこだて未来大学（以下「公立大学」という。）を設置し、その管理および運営に関する事務を担ってきたところである。

広域連合では、公立大学の開学以来、関係市町と連携を図りながら、公立大学の管理、運営を行い、高度情報社会に対応する豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、産学連携や地域情報化拠点として、また、知的創造や文化活動の拠点施設として、公立大学を核とする地域づくりの推進を図ってきたところである。

その後、公立大学は、平成20年4月に、自主・自律的で効率的な大学運営を図るため公立大学法人へ移行し、これにより公立大学の設置、管理および運営は、独立した組織である公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「公立大学法人」という。）が担うこととなり、広域連合は、公立大学法人の設立主体として、公立大学法人の効率的で透明性の高い大学運営を確保するため、その自主性を尊重しつつ中期目標の策定や業務実績評価等を実施している。

近年、少子高齢化の一層の進展など、大学および地域を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで以上に広い視野に立ち、地域と連携しながら柔軟で迅速な大学運営を行うことが必要となることから、その実現に向け、公立大学法人が今後6年間に於いて達成すべき業務運営に関する事項について第3期中期目標を策定し、広域連合、公立大学法人および関係市町が相互に連携しながら、中期目標に基づく取り組みを推進するものとする。

2 広域計画改定の趣旨

この度の広域計画は、現行の広域計画の期間満了に伴い、新たな計画期間における広域連合、公立大学法人および関係市町の役割を明確にし、総合的かつ計画的に事務を推進するため、地方自治法第291条の7の規定に基づき、策定するものである。

3 広域計画の期間および改定

本広域計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とし、計画期間満了時に見直しの上、改定するものとする。

ただし、広域連合長が必要と認めるときには、随時改定を行うものとする。

4 広域連合、公立大学法人、関係市町の基本的な役割

(1) 広域連合

広域連合は、公立大学法人および関係市町と相互に連携し、効率的で透明性の高い大学運営を確保するため、地方独立行政法人法の規定により、設立団体が行うこととされる事項に関する事務を行う。

なお、当該事務を行うにあたっては、公立大学における教育研究の特性に常に配慮することとする。

(2) 公立大学法人

公立大学法人は、公立大学の基本理念である『「人間」と「科学」が調和した社会の形成を希求し、高度情報社会に対応する深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に寄与することを目的とする。』を踏まえ、第3期中期目標を達成するために作成する第3期中期計画に則り、これらの達成に向けて計画的に公立大学の管理、運営を行う。

(3) 関係市町

関係市町は、広域連合が行う事務が円滑に行われるよう協力するとともに、公立大学の知的資源を積極的に活用し、地域の経済、産業、教育、文化の振興のための施策を推進する。

5 広域連合が行う事務

地方独立行政法人法の規定により、設立団体が行うこととされる事項に関する事務

(1) 公立大学法人の中期目標の策定

公立大学法人が、道南圏唯一の公立大学としての教育、研究の知見を生かし、地域文化の発信基地および経済活性化の支援基地としての役割を果たすという使命を自覚し、基本理念を実現することができるように、教育、研究、地域貢献、組織運営に関し、公立大学法人が達成すべき中期目標を定める。

なお、中期目標の策定にあたっては、大学の意見に配慮するとともに、附属機関である公立大学法人評価委員会の評価や国の大学改革の動向も踏まえた内容とする。

(2) 公立大学法人の業務の実績に関する評価

公立大学法人評価委員会を開催し、公立大学法人の各事業年度における業務の実績、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績および中期目標期間における業務の実績に関する評価を実施する。

なお、評価結果については、公立大学法人の業務運営の改善に適切に反映させるものとする。

(3) 公立大学法人に対する財源措置

公立大学法人に対し、業務を実施するために必要な運営費交付金を交付する。

(4) その他の事務

公立大学法人の理事長および監事の任命、中期計画の認可、中期目標期間終了時における業務全般の検討および所要の措置、財務諸表の承認など、地方独立行政法人法の規定に基づく事務を行う。

○函館圏公立大学広域連合議会の定例会の回数を定める条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第2号)

函館圏公立大学広域連合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合議会の定例会の招集月を定める規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第2号)

函館圏公立大学広域連合議会の定例会は、毎年2月および11月に招集する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合議会の運営に関する規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合議会規則第1号)

沿革 平成10. 5. 28函館圏公立大学広域連合議会規則第1号
平成15. 2. 28函館圏公立大学広域連合議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館圏公立大学広域連合議会（以下「議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 議会の会議および傍聴については、次に掲げる函館市議会規則の関係規定を準用する。

- (1) 函館市議会会議規則（昭和47年函館市議会規則第1号）
- (2) 函館市議会傍聴規則（昭和57年函館市議会規則第1号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10. 5. 28函館圏公立大学広域連合議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15. 2. 28函館圏公立大学広域連合議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合議会事務局設置条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第3号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づき、函館圏公立大学広域連合議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 書記

(職員の給与等に関する取扱い)

第3条 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、服務その他身分取扱いについては、函館圏公立大学広域連合事務局職員の例による。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合議会事務局設置条例施行規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合議会規則第2号)

沿革 平成13.4.1 函館圏公立大学広域連合議会規則第1号
令和5.3.27 函館圏公立大学広域連合議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館圏公立大学広域連合議会事務局設置条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 条例第2条第2号に規定する書記は、事務局次長、事務長および主査とする。

(事務の専決)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。

(1) 事務長の旅行命令に関すること。

(2) 前号のほか、軽易な事務処理に関すること。

2 事務長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。

(1) 公文書の公開の諾否の決定に関すること。

(2) 主査の旅行命令および外勤命令に関すること。

(3) 軽易な照会および回答に関すること。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要もしくは異例と認められる事項または法令等の解釈上疑義があると認められる事項については、上司の決裁によるものとする。

(事務の代決)

第4条 議長、副議長ともに事故あるときは、事務局長がその事務について代決をすることができる。

2 前条第1項に掲げる専決事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が、事務局次長も不在のときは、事務長がその事務について代決をすることができる。

3 前条第2項に掲げる専決事項について、事務長が不在のときは、主査がその事務について代決をすることができる。

4 前2項において不在とは、出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。

(後閲)

第5条 前条の規定により代決をした事務については、遅滞なく上司の閲覽に供さなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(文書の取扱い)

第6条 発送する文書には、「函広議会」の記号を付けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、函館圏公立大学広域連合事務局（以下「広域連合事務局」という。）の例による。

(公印)

第7条 議会において用いる公印の名称、大きさ、保管者等は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、広域連合事務局の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13. 4. 1 函館圏公立大学広域連合議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5. 3. 27 函館圏公立大学広域連合議会規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

名称	大きさ (ミリメートル)	書体	個数	保管者
函館圏公立大学広域連合議会印	18×18	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合議会議長印	24×24	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合議会副議長印	18×18	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合議会事務局長印	18×18	てん書	1	事務長

○函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程

(平成9年12月4日函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号)

沿革 平成13. 3. 5 函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号

平成17. 9. 6 函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条において準用する法第194条の規定に基づき、函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、委員の無記名投票で行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。この場合において、得票数が同じであるときは、くじにより定める。

- 2 委員に異議がないときは、前項の選挙は、指名推選の方法により行うことができる。
- 3 委員会は、委員長が選挙されたときは、その者の住所および氏名を告示するものとする。
- 4 委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

(退職の手続)

第4条 委員長が退職しようとするときは、文書をもって法第292条において準用する法第187条第3項に規定する委員に申し出なければならない。

- 2 委員または補充員が退職しようとするときは、文書をもって委員長に申し出なければならない。

(職務代理者の氏名等の告示)

第5条 委員会は、前条第1項の委員が指定されたとき、または委員に異動があったときは、その者の住所および氏名を告示するものとする。

(委員会の招集)

第6条 委員会の招集は、委員に対する通知および告示により行う。

- 2 前項の通知および告示は、招集の日時、場所および議題を記載し、開会の日の3日前までに行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 3 法第292条において準用する法第188条の規定に基づく委員による委員会の招集の請求は、会議の日時および付議すべき案件を記載した文書によりしなければならない。
- 4 委員の選挙後初めて行われる委員会の招集は、年長の委員が行う。

(欠席の届出)

第7条 委員は、委員会に出席することができないときは、開会時刻前に委員長に届け出なければならない。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

(会議の議長)

第9条 委員長は、委員会の会議の議長となる。

2 委員長および委員長職務代理者とともに事故があるとき、またはともに定まっていないときは、年長の委員が議長となる。

(会議録の調製)

第10条 委員長は、職員に会議録を調製させなければならない。

2 前項の会議録には、会議の次第、出席委員の氏名その他必要な事項を記載し、委員長の指名した委員1人が署名しなければならない。

(委員長の担当事務)

第11条 委員長の担任する事務は、法令に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出し、その議決を執行すること。
- (2) 書記長および書記の任免、服務等に関すること。
- (3) 前2号に附帯する事項に関すること。

(委員長の専決処分)

第12条 委員長は、委員会の権限に属する軽易な事項について専決処分をすることができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をした事務について、次の会議において委員会に報告しなければならない。

(事務局の設置)

第13条 委員会に事務局を置く。

(職員)

第14条 事務局に書記長として事務局長を、書記として事務長および主査を置く。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件、服務その他身分の取扱いについては、函館圏公立大学広域連合事務局（以下「広域連合事務局」という。）職員の例による。

(事務の専決)

第15条 事務局長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。

- (1) 軽易または常例の申請に関すること。
 - (2) 事務長の旅行命令に関すること。
 - (3) 前2号のほか、軽易な事務処理に関すること。
- 2 事務長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。
- (1) 公文書の公開の諾否の決定に関すること。
 - (2) 個人情報保護制度に係る請求等の諾否の決定に関すること。
 - (3) 主査の旅行命令および外勤命令に関すること。
 - (4) 軽易または常例の報告、照会および回答に関すること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に重要もしくは異例と認められる事項または法令等の解釈上疑義があると認められる事項については、上司の決裁によるものとする。

(事務の代決)

第16条 前条第1項に掲げる専決事項について、事務局長が不在のときは、事務長がその事務について代決することができる。

- 2 前条第2項に掲げる専決事項について、事務長が不在のときは、主査がその事務について代決をすることができる。
- 3 前2項において不在とは、出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあること

をいう。

(後閲)

第17条 前条の規定により代決をした事務については、遅滞なく上司の閲覧に供さなければならない。

ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(文書の取扱い)

第18条 発送する文書には、「函広選管」の記号を付けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、広域連合事務局の例による。

(公印)

第19条 委員会において用いる公印の名称、大きさ、保管者等は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、広域連合事務局の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13. 3. 5函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 9. 6函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第19条関係)

名称	大きさ (ミリメートル)	書体	個数	保管者
函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会印	21×21	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会委員長印	21×21	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会委員長職務代理者印	21×21	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会事務局長印	18×18	てん書	1	事務長

○函館圏公立大学広域連合公平委員会設置条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第5号)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、函館圏公立大学広域連合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合公平委員会の運営等に関する規則

(平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号)

沿革 平成17. 3. 22函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号

平成28. 3. 29函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館圏公立大学広域連合公平委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 委員会の議事、職員団体の登録、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求、公開口頭審理等の傍聴および職員の苦情相談に関する事項については、次に掲げる函館市公平委員会規則の関係規定を準用する。

- (1) 函館市公平委員会議事規則（昭和41年函館市公平委員会規則第2号）
- (2) 函館市職員団体の登録に関する規則（昭和41年函館市公平委員会規則第4号）
- (3) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和28年函館市公平委員会規則第4号）
- (4) 不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和28年函館市公平委員会規則第5号）
- (5) 公開口頭審理等の傍聴に関する規則（昭和28年函館市公平委員会規則第6号）
- (6) 職員の苦情相談に関する規則（平成17年函館市公平委員会規則第4号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17. 3. 22函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 29函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合公平委員会処務規則

(平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第2号)

沿革 平成20.12.1 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館圏公立大学広域連合公平委員会（以下「委員会」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 委員会に事務長、主査を置く。

2 事務長は、委員長命を受けて事務を掌理し、主査を指揮監督する。

3 主査は、上司命を受けて事務を掌理する。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件、服務その他身分の取扱いについては、函館圏公立大学広域連合事務局（以下「広域連合事務局」という。）職員の例による。

(事務の専決)

第3条 事務長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。

(1) 公文書の公開の諾否の決定に関する事。

(2) 個人情報保護制度に係る請求等の諾否の決定に関する事。

(3) 聴聞の実施および審理の公開の決定ならびに主宰者の指名

(4) 聴聞の期間の変更および聴聞に係る資料、聴聞調書等の閲覧または写しの交付の決定

(5) 軽易または常例の報告、照会、回答および進達に関する事。

(6) 時間外勤務命令および休日勤務命令に関する事。

(7) 主査の旅行命令および外勤命令に関する事。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要もしくは異例と認められる事項または法令等の解釈上疑義があると認められる事項については、上司の決裁によるものとする。

(事務の代決)

第3条の2 事務長が不在のときは、主査がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第4条 発送する文書には、「函広公委」の記号を付けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、広域連合事務局の例による。

(公印)

第5条 委員会において用いる公印の名称、大きさ、保管者等は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、広域連合事務局の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20.12.1 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	大きさ (ミリメートル)	書体	個数	保管者
函館圏公立大学広域連合公平委員会印	18×18	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合公平委員会委員長印	18×18	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合公平委員会事務長印	18×18	てん書	1	事務長

○函館圏公立大学広域連合公平委員会聴聞手続規則

(平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第3号)

第1条 他の法令（法律，法律に基づく命令（告示を含む。），条例および規則をいう。）に特別の定めがある場合を除き，行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第13条第1項または函館圏公立大学広域連合行政手続条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第9号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき聴聞を行う場合における法第3章第2節または条例第3章第2節に規定する聴聞の手続は，次条に定めるもののほか，函館圏公立大学広域連合聴聞手続規則（平成9年函館圏公立大学広域連合規則第7号）の例による。

第2条 主宰者は，函館圏公立大学広域連合公平委員会処務規則（平成9年函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第2号）第2条第1項に規定する事務長とする。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合管理職員等の範囲を定める規則

(平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第4号)

沿革 平成13. 4. 1 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号
平成14. 8. 27 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号
平成15. 3. 27 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号
平成16. 3. 29 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号
平成17. 7. 29 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第2号
平成18. 4. 28 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号
平成19. 3. 29 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号
平成20. 3. 27 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号
平成25. 3. 28 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書の管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 議会 事務局長，事務局次長および事務長
- (2) 広域連合長 事務局長，事務局次長，課長および参事（3級）
- (3) 会計管理者 参事（1級）および参事（3級）
- (4) 選挙管理委員会 事務局長および事務長
- (5) 監査委員 事務局長および事務長
- (6) 公平委員会 事務長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13. 4. 1 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14. 8. 27 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15. 3. 27 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 3. 29 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 7. 29 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18. 4. 28 函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19. 3. 29函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 27函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25. 3. 28函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合監査委員条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査の回数および期日)

第2条 定期監査は、毎会計年度1回行うものとし、その期日は、監査委員の協議により定める。

(現金出納の検査の期日)

第3条 現金出納の検査は、毎月末日に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。

(事務局の設置)

第4条 法第292条において準用する法第200条第2項の規定に基づき、監査委員に事務局を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員の協議により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合監査事務局規程

(平成9年12月2日函館圏公立大学広域連合監査委員規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、函館圏公立大学広域連合監査委員条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第6号）第4条の規定により監査委員に置かれる事務局の組織、処務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 監査委員の事務局を、函館圏公立大学広域連合監査事務局（以下「事務局」という。）と称する。

(職員)

第3条 事務局に事務局長、書記として事務長および主査を置く。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件、服務その他身分の取扱いについては、函館圏公立大学広域連合事務局（以下「広域連合事務局」という。）職員の例による。

(事務の専決)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。

- (1) 監査資料の収集および調査に関すること。
- (2) 事務長の旅行命令に関すること。
- (3) 前2号のほか、軽易な事務処理に関すること。

2 事務長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。

- (1) 公文書の公開の諾否の決定に関すること。
- (2) 個人情報保護制度に係る請求等の諾否の決定に関すること。
- (3) 主査の旅行命令および外勤命令に関すること。
- (4) 軽易または常例の報告、照会、回答および進達に関すること。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要もしくは異例と認められる事項または法令等の解釈上疑義があると認められる事項については、上司の決裁によるものとする。

(事務の代決)

第5条 前条第1項に掲げる専決事項について、事務局長が不在のときは、事務長がその事務について代決をすることができる。

2 前条第2項に掲げる専決事項について、事務長が不在のときは、主査がその事務について代決をすることができる。

3 前2項において不在とは、出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。

(後関)

第6条 前条の規定により代決をした事務については、遅滞なく上司の閲覧に供さなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(文書の取扱い)

第7条 発送する文書には、「函広監」の記号を付けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、広域連合事務局の例による。

(公印)

第8条 監査委員，代表監査委員および事務局長において用いる公印の名称，大きさ，保管者等は，別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか，公印の取扱いについては，広域連合事務局の例による。

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

名称	大きさ (ミリメートル)	書体	個数	保管者
函館圏公立大学広域連合監査委員印	24×24	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合代表監査委員印	24×24	てん書	1	事務長
函館圏公立大学広域連合監査事務局長印	18×18	てん書	1	事務長

○函館圏公立大学広域連合事務局設置条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第7号)

(設置)

第1条 函館圏公立大学広域連合長の権限に属する事務を処理させるため、函館圏公立大学広域連合に事務局を置く。

(規則への委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合事務局設置条例施行規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第3号)

沿革 平成12. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第2号
平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第5号
平成14. 3. 29函館圏公立大学広域連合規則第4号
平成15. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第4号
平成16. 2. 20函館圏公立大学広域連合規則第1号
平成16. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第7号
平成17. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第3号
平成18. 3. 14函館圏公立大学広域連合規則第3号
平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館圏公立大学広域連合事務局設置条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第7号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 函館圏公立大学広域連合事務局（以下「事務局」という。）に管理課を置く。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 函館圏公立大学広域連合の管理運営に関すること。
- (2) 事務局内の庶務および経理に関すること。
- (3) 儀式および行賞に関すること。
- (4) 公印に関すること。
- (5) 文書の收受および発送に関すること。
- (6) 文書の保存に関すること。
- (7) 条例、規則等の制定および改廃に関すること。
- (8) 公文書の公開および個人情報の保護に関すること。
- (9) 職員の人事、給与、服務等に関すること。
- (10) 職員の福利厚生に関すること。
- (11) 予算および決算に関すること。
- (12) 契約に関すること。
- (13) 物品の出納管理に関すること。
- (14) 財産の取得、処分および管理に関すること。
- (15) 公立大学法人の設立団体の事務に関すること。
- (16) 公立大学法人評価委員会に関すること。
- (17) その他広域連合が所掌する事務に関すること。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、課に課長、主査その他の職員を置く。

2 事務局に参事を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長，事務局次長，課長および主査は，上司の命を受けて所管の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

2 参事および主査は，上司の命を受けて事務を掌理し，その事務に従事する職員を指揮監督する。

3 係員は，上司の命を受けて事務に従事する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第2号)

この規則は，平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第5号)

この規則は，平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14. 3. 29函館圏公立大学広域連合規則第4号)

この規則は，平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第4号)

この規則は，平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 2. 20函館圏公立大学広域連合規則第1号)

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第7号)

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第3号)

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 3. 14函館圏公立大学広域連合規則第3号)

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第1号)

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合の運営に関する条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第8号)

沿革 平成12. 2. 29函館圏公立大学広域連合条例第3号
平成14. 12. 2函館圏公立大学広域連合条例第4号
平成18. 2. 20函館圏公立大学広域連合条例第1号
平成19. 2. 22函館圏公立大学広域連合条例第1号
平成19. 11. 30函館圏公立大学広域連合条例第8号
令和2. 2. 17函館圏公立大学広域連合条例第1号
令和4. 11. 21函館圏公立大学広域連合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、函館圏公立大学広域連合の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定等)

第2条 職員の分限、懲戒、勤務時間その他運営に関し必要な事項については、次に掲げる函館市条例の関係規定を準用する。この場合において、当該条例中「市長」とあるのは「広域連合長」と、「副市長」とあるのは「副広域連合長」と読み替えるものとする。

- (1) 職員の分限に関する条例（昭和27年函館市条例第5号）
- (2) 函館市職員の定年等に関する条例（昭和59年函館市条例第4号）
- (3) 職員の懲戒に関する条例（昭和27年函館市条例第4号）
- (4) 職員の服務及び職員団体に関する条例（昭和26年函館市条例第14号）
- (5) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年函館市条例第13号）
- (6) 職員の勤務時間に関する条例（平成3年函館市条例第3号）
- (7) 職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）
- (8) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）
- (9) 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年函館市条例第32号）
- (10) 函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）
- (11) 議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に関する条例（昭和31年函館市条例第47号）
- (12) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年函館市条例第28号）
- (13) 函館市契約条例（昭和39年函館市条例第5号）
- (14) 函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年函館市条例第100号）
- (15) 函館市財産条例（昭和39年函館市条例第6号）

2 前項後段に定めるもののほか、必要な技術的読替は、広域連合長が別に定める。

3 前2項に定めるもののほか必要な事項については、函館市の例による。

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12. 2. 29函館圏公立大学広域連合条例第3号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14. 12. 2函館圏公立大学広域連合条例第4号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18. 2. 20函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19. 2. 22函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 11. 30函館圏公立大学広域連合条例第8号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 2. 17函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月21日函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合の運営に関する規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第4号)

沿革 平成10.11.2 函館圏公立大学広域連合規則第1号
平成14.12.26 函館圏公立大学広域連合規則第5号
平成18.2.20 函館圏公立大学広域連合規則第2号
平成18.3.31 函館圏公立大学広域連合規則第9号
平成20.3.28 函館圏公立大学広域連合規則第2号
令和2.3.31 函館圏公立大学広域連合規則第1号
令和5.3.27 函館圏公立大学広域連合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、函館圏公立大学広域連合の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定等)

第2条 文書の取扱いその他運営に関し必要な事項については、次に掲げる函館市規則の関係規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、広域連合長が別に定める。

- (1) 函館市文書取扱規則（昭和35年函館市規則第36号）
- (2) 函館市文書編集保存規則（昭和62年函館市規則第11号）
- (3) 函館市職員の臨時的任用に関する規則（令和元年函館市規則第33号）
- (4) 函館市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和元年函館市規則第34号）
- (5) 函館市職員の定年等に関する規則（令和4年函館市規則第48号）
- (6) 職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和30年函館市規則第56号）
- (7) 職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年函館市規則第30号）
- (8) 職員の休日および休暇に関する条例施行規則（平成3年函館市規則第31号）
- (9) 職員の育児休業等に関する規則（平成4年函館市規則第7号）
- (10) 函館市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年函館市規則第37号）
- (11) 函館市職員安全衛生管理規則（昭和58年函館市規則第28号）
- (12) 函館市会計年度任用職員の初任給の基準に関する規則（令和元年函館市規則第39号）
- (13) 函館市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成2年函館市規則第57号）
- (14) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年函館市規則第5号）
- (15) 函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）
- (16) 函館市契約条例施行規則（昭和39年函館市規則第4号）
- (17) 函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成17年函館市規則第108号）
- (18) 函館市財産条例施行規則（昭和39年函館市規則第5号）

2 前項に定めるもののほか必要な事項については、函館市の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10. 11. 2函館圏公立大学広域連合規則第1号）抄

この規則は、平成10年11月2日から施行する。

附 則（平成14. 12. 26函館圏公立大学広域連合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18. 2. 20函館圏公立大学広域連合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 27函館圏公立大学広域連合規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合事務専決および代決規程

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合訓令第1号)

沿革 平成12. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第1号
平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合訓令第3号
平成15. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第20号
平成16. 2. 20函館圏公立大学広域連合訓令第3号
平成17. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第4号
平成19. 2. 22函館圏公立大学広域連合訓令第2号
平成19. 3. 30函館圏公立大学広域連合訓令第4号
平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合訓令第1号
令和2. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、函館圏公立大学広域連合長（以下「広域連合長」という。）の権限に属する事務の専決および代決について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 広域連合長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 広域連合長の権限に属する事務のうち、あらかじめ定められたものについて常時広域連合長に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決者 専決をすることができる者をいう。
- (4) 代決 広域連合長または専決者が不在である場合に、広域連合長または専決者に代わって決裁することをいう。
- (5) 不在 出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。

(専決できない事項)

第3条 次に掲げる事項は、専決をすることができない。

- (1) 広域連合全般にわたる重要な基本方針の決定および変更に関すること。
- (2) 議会の招集および議会に対する提出案件の決定に関すること。
- (3) 地方自治法第179条および第180条の規定による専決処分に関すること。
- (4) 条例、規則および訓令の制定および改廃に関すること。
- (5) 附属機関の設置および廃止に関すること。
- (6) 請願および陳情の処理に関すること。
- (7) 予算の編成および決算の確定に関すること。
- (8) 寄附採納に関すること。
- (9) 損害賠償の処理に関すること。
- (10) 不納欠損処分に関すること。
- (11) 公の施設の設置および廃止に関すること。

- (12) 職員（臨時的任用の職員および会計年度任用職員を除く。）の任免，給与，分限および服務に関すること。
- (13) 行政組織および職制に関すること。
- (14) 儀式および式典に関すること。
- (15) 不服申立て，訴訟，和解および調停に関すること。
- (16) 官公庁に対して行う特に重要かつ異例な申請，届出，進達，報告等に関すること。
- (17) 前各号のほか特に重要または異例と認められる事項に関すること。

（事務局長の専決事項）

第4条 事務局長は，次に掲げる事項について専決をすることができる。

- (1) 主管する事務事業の方針および計画の決定のうち軽易なもの
- (2) 主管する事務事業の既定方針に基づく実施の決定のうち重要なもの
- (3) 附属機関に対する諮問事項の決定のうち軽易なもの
- (4) 許可，認可，承認等のうち重要なもの
- (5) 条例の審査
- (6) 要綱および要領等の制定および改廃
- (7) 官公庁に対して行う申請，届出，進達，報告等のうち重要なもの
- (8) 通知，催告，照会，回答，依頼等のうち重要なもの
- (9) 証明および証書類の交付ならびに届出の処理のうち重要なもの
- (10) 行事，催物その他これらに類するものの共催および後援の決定のうち軽易または常例のもの
- (11) 聴聞の実施および審理の公開の決定ならびに主宰者の指名
- (12) 課長以下の事務職員（会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。）の旅行命令
- (13) 課長以下の事務職員の休暇等の承認
- (14) 課長以下の事務職員の勤務を要しない日の振替え等
- (15) 課長以下の事務職員の育児休業および部分休業の承認
- (16) 予算の配当および執行計画の作成
- (17) 起債計画の作成
- (18) 地方債の借入れ
- (19) 一時借入金の借入れ
- (20) 基金の運用
- (21) 財政状況の公表
- (22) 次に掲げる支出負担行為
 - ア 物品の購入，借入れおよび修繕で1件1,500万円未満のもの
 - イ 不動産の購入および借入れで1件1,500万円未満のもの
 - ウ 工事の執行で1件10,000万円未満のもの
 - エ 補助金および交付金
 - オ 交際費
 - カ 基金の積立金
 - キ その他の経費で1件1,500万円未満のもの
- (23) 1件500万円未満の予備費の充用
- (24) 物品の処分または貸付けで1件500万円未満のもの

- (25) 予定価格の作成
- (26) 次に掲げるものに係る業者の選定
 - ア 物品の購入，借入れおよび修繕で1件1,000万円未満のもの
 - イ 工事の執行で1件5,000万円未満のもの
 - ウ その他の経費で1件1,000万円未満のもの
- (27) 使用料，手数料，分担金および負担金の減免
- (28) 公示送達およびこれに伴う納期限の変更
- (29) 工事の執行に係る通知および受渡し
- (30) 臨時的任用の職員および会計年度任用職員の任免，給与，分限および服務
- (31) 課長以下の事務職員の職務に専念する義務の免除の承認
- (32) 課長以下の事務職員（パートタイム会計年度任用職員を除く。）の営利企業等の従事または経営の許可
- (33) その他広域連合長の決裁を要しないと認める事項
(課長の専決事項)

第5条 課長は，次に掲げる事項について専決をすることができる。

- (1) 主管する事務事業の既定方針に基づく実施の決定のうち軽易なもの
- (2) 許可，認可，承認等のうち軽易または常例のもの
- (3) 官公庁に対して行う申請，届出，進達，報告等のうち軽易または常例のもの
- (4) 通知，催告，照会，回答，依頼等のうち軽易または常例のもの
- (5) 証明および証書類の交付ならびに届出の処理のうち軽易または常例のもの
- (6) 公印の印影の印刷
- (7) 公文書の公開の諾否の決定
- (8) 個人情報保護制度に係る請求等の諾否の決定
- (9) 聴聞の期日の変更および聴聞に係る資料，聴聞調書等の閲覧または写しの交付の決定
- (10) 主査以下の事務職員（会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。）の旅行命令
- (11) 主査以下の事務職員の休暇等の承認
- (12) 主査以下の事務職員の勤務を要しない日の振替え等
- (13) 主査以下の事務職員の職務に専念する義務の免除の承認
- (14) 主査以下の事務職員（パートタイム会計年度任用職員を除く。）の営利企業等の従事または経営の許可
- (15) 主査以下の事務職員の部分休業の承認
- (16) 主査以下の事務職員の時間外および休日の勤務命令
- (17) 主査以下の事務職員の外勤命令
- (18) 規則，規程等の審査
- (19) 告示および公告
- (20) 職員の安全衛生および健康管理
- (21) 次に掲げる支出負担行為
 - ア 物品の購入，借入れおよび修繕で1件1,000万円未満のもの
 - イ 不動産の購入および借入れで1件1,000万円未満のもの
 - ウ 工事の執行で1件5,000万円未満のもの

- エ 単価契約に基づく出来高による支出
- オ 報酬, 給料, 職員手当等, 共済費および旅費
- カ 燃料費, 食料費, 光熱水費, 賄材料費および通信運搬費
- キ 公債費
- ク 公課費
- ケ 歳入歳出外現金
- コ 過誤納金および還付加算金
- サ その他の経費で1件1,000万円未満のもの
- (22) 1件200万円未満の予備費の充用
- (23) 目節の設定および予算の流用
- (24) 科目および年度の更正
- (25) 歳入の調定および支出命令
- (26) 過誤納金の処理および戻出ならびに還付加算金の決定
- (27) 物品の受払命令
- (28) 次に掲げるものに係る業者の選定
 - ア 物品の購入, 借入れおよび修繕で1件500万円未満のもの
 - イ 工事の執行で1件1,000万円未満のもの
 - ウ その他の経費で1件500万円未満のもの
- (29) 入札の執行
- (30) 不要物品の払出命令
(専決者の特例)

第6条 事務局長は、必要があると認める事項についてあらかじめ広域連合長の承認を得て、参事に専決をさせることができる。

(専決の特例)

第7条 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の決裁によるものとする。

- (1) 重要または異例と認められる事項
- (2) 法令等の解釈上疑義があると認められる事項
- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 紛争もしくは論争のあるものまたは将来その原因となると認められる事項
- (5) 前各号に規定するもののほか上司の決裁を受ける必要があると認められる事項

(類推による専決)

第8条 第4条および第5条に掲げる専決事項以外の事項であっても、専決事項に準ずると認められるものについては、当該専決事項に係る専決者が専決をすることができる。

(事務の代決)

第9条 広域連合長が不在のときは、広域連合長の指定する副広域連合長が、当該副広域連合長も不在のときは、事務局長がその事務について代決をすることができる。

- 2 第4条に掲げる専決事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が、事務局次長も不在のときは、課長がその事務について代決をすることができる。
- 3 第5条に掲げる専決事項について、課長が不在のときは、主査がその事務について代決をすること

ができる。

(後閲)

第10条 前条の規定により代決をした事務については、遅滞なく上司の閲覧に供さなければならない。
ただし、軽易なものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合訓令第3号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第20号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 2. 20函館圏公立大学広域連合訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 2. 22函館圏公立大学広域連合訓令第2号) 抄

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 3. 30函館圏公立大学広域連合訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合会計管理者事務の専決および代決規程

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合訓令第2号)

沿革 平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合訓令第4号
平成16. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第7号
平成17. 3. 28函館圏公立大学広域連合訓令第3号
平成18. 4. 28函館圏公立大学広域連合訓令第3号
平成19. 3. 30函館圏公立大学広域連合訓令第5号
平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、函館圏公立大学広域連合会計管理者（以下「会計管理者」という。）の権限に属する事務の専決および代決について必要な事項を定めるものとする。

(出納員の専決事項)

第2条 参事（1級）である出納員は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 函館圏公立大学広域連合事務専決および代決規程（平成9年函館圏公立大学広域連合訓令第1号）第4条第22号（エからカまでを除く。）および第23号に掲げる財務に関する専決事項に係る支出
- (2) その他会計管理者の指示する事項に係る事務

2 参事（3級）である出納員は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 函館圏公立大学広域連合事務専決および代決規程第4条第22号エからカまでおよび第5条第21号から第27号までに掲げる財務に関する専決事項に係る支出
- (2) 物品の出納および保管
- (3) その他会計管理者の指示する事項に係る事務

(専決の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の決裁によるものとする。

- (1) 重要または異例と認められる事項
- (2) 法令等の解釈上疑義があると認められる事項
- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 紛争もしくは論争のあるものまたは将来その原因となると認められる事項
- (5) 前各号に規定するもののほか上司の決裁を受ける必要があると認められる事項

(事務の代決)

第4条 会計管理者が不在のときは、参事（1級）である出納員がその事務を代決し、参事（1級）である出納員も不在のときは、参事（3級）である出納員がその事務を代決する。

2 参事（1級）である出納員の専決事項について、参事（1級）である出納員が不在のときは、参事（3級）である出納員がその事務を代決する。

3 参事（3級）である出納員の専決事項について、参事（3級）である出納員が不在のときは、主管の主査である出納員がその事務を代決し、主管の主査である出納員も不在のときは、参事（3級）である出納員の指定する主査である出納員がその事務を代決する。

4 前3項の不在とは、出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。
(後閲)

第5条 代決した事務については、遅滞なく上司の閲覧に供さなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合訓令第4号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 3. 31函館圏公立大学広域連合訓令第7号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 3. 28函館圏公立大学広域連合訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 28函館圏公立大学広域連合訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19. 3. 30函館圏公立大学広域連合訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合公印規則

(平成9年11月6日函館圏公立大学広域連合規則第1号)

沿革 平成9.11.29函館圏公立大学広域連合規則第5号
平成12.3.31函館圏公立大学広域連合規則第3号
平成15.3.31函館圏公立大学広域連合規則第5号
平成16.2.20函館圏公立大学広域連合規則第2号
平成19.3.30函館圏公立大学広域連合規則第3号
平成20.3.28函館圏公立大学広域連合規則第3号

(趣旨)

第1条 函館圏公立大学広域連合（以下「広域連合」という。）の公印については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「公印」とは、広域連合名または広域連合長名その他の職名をもって発する公文書に用いる印章をいう。

(名称、大きさ等)

第3条 公印の名称、大きさ、書体、個数および保管者は、別表のとおりとする。

(登録)

第4条 保管者は、別記第1号様式の公印台帳を備え、公印を登録しなければならない。

(使用)

第5条 公印は、文書の決裁後でなければ使用することができない。

2 公印を使用するときは、別記第2号様式の公印使用簿に所定の事項を記載しなければならない。

3 公印は、保管場所以外に持ち出すことができない。ただし、用務のため必要とする場合は、保管者の承認を得て持ち出すことができる。

4 前項ただし書の場合において公印を持ち出そうとする者は、別記第3号様式の公印持出簿に所定の事項を記載して、公印の引渡しを受けるものとする。

5 持ち出した公印は、用務完了後直ちに返還しなければならない。

(保管)

第6条 公印は、勤務時間中においては保管者が保管し、勤務時間外および函館圏公立大学広域連合の休日定める条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第4号）第1条第1項に規定する休日においては所定の印箱に収納し、施錠設備のある金庫等に保管するものとする。

(印影の印刷)

第7条 一定の字句および内容の文書を多数印刷する場合には、公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の印影を印刷した文書については、その保管および使用の状況を明らかにしておかなければならない。

(調製、再調製および廃止)

第8条 公印を調製し、再調製し、または廃止しようとするときは、広域連合長の決裁を受けなければ

ならない。

2 広域連合長は、公印を調製、再調製または廃止したときは、その公印の名称、印影その他必要な事項を公示しなければならない。

(処分)

第9条 保管者は、再調製または廃止のため不用となった公印を焼却しなければならない。

(事故の場合の届出)

第10条 保管者は、公印に盗難、紛失等の事故があったときは、直ちに別記第4号様式の公印事故届により広域連合長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9. 11. 29函館圏公立大学広域連合規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 2. 20函館圏公立大学広域連合規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式 [略]

別表 (第3条関係)

名称	大きさ (ミリメートル)	書体	個数	保管者
函館圏公立大学広域連合印	30×30	てん書	1	管理課長
函館圏公立大学広域連合長印	24×24	てん書	1	管理課長
函館圏公立大学広域連合長印	9×9	てん書	1	管理課長
函館圏公立大学広域連合職務代理者印	24×24	てん書	1	管理課長
函館圏公立大学広域連合副広域連合長印	21×21	てん書	1	管理課長
函館圏公立大学広域連合会計管理者印	21×21	てん書	1	参事 (3級)
函館圏公立大学広域連合会計管理者事務代理者印	21×21	てん書	1	参事 (3級)
函館圏公立大学広域連合事務局長印	21×21	てん書	1	管理課長
函館圏公立大学広域連合事務局課長印	18×18	てん書	1	管理課長

○函館圏公立大学広域連合行政手続条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第9号)

沿革 平成27.11.26函館圏公立大学広域連合条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 申請に対する処分（第5条～第11条）
- 第3章 不利益処分
 - 第1節 通則（第12条～第14条）
 - 第2節 聴聞（第15条～第26条）
 - 第3節 弁明の機会の付与（第27条～第29条）
- 第4章 行政指導（第30条～第34条の2）
- 第4章の2 処分等の求め（第34条の3）
- 第5章 届出（第35条）
- 第6章 補則（第36条・第37条）
- 附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、処分、行政指導および届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、函館圏公立大学広域連合（以下「広域連合」という。）の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容および過程が広域連合を組織する市町の住民（以下単に「住民」という。）にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導および届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 広域連合の条例および執行機関の規則（規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、北海道の条例、北海道の執行機関の規則および条例等をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等（第31条においては、法令）に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為および事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等

の規定上必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(6) 行政機関 広域連合の機関（議会を除く。）をいう。

(7) 行政指導 行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導，勧告，助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) 議会の議決によってされる処分

(2) 議会の議決を経て、またはその同意もしくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

(3) 学校，講習所，訓練所または研修所において，教育，講習，訓練または研修の目的を達成するために，学生，生徒，児童もしくは幼児もしくはこれらの保護者，講習生，訓練生または研修生に対してされる処分および行政指導

(4) 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）または職員であった者に対してその職務または身分に関してされる処分および行政指導

(5) 専ら人の学識技能に関する試験または検定の結果についての処分

(6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）および行政指導

(7) 報告または物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分および行政指導

(8) 第3章に規定する聴聞または弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分および行政指導

2 補助金の交付に関する処分については、次章および第3章の規定は、適用しない。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関または地方公共団体もしくはその機関に対する処分（これらの機関または団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）および行政指導ならびにこれらの機関または団体がする届出（これらの機関または団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかななければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない。

(申請に対する審査および応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、または当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載または添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況および当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者または申請者の求めに応じ、申請書の記載および添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査または判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請または同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者

からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうかまたはどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格または地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ アおよびイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったことまたは失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在または喪失の事実が裁判所の判決書または決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設もしくは設備の設置、維持もしくは管理または物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、または金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして広域連合の執行機関の規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処

分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日および場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地

- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、または聴聞の期日への出頭に代えて陳述書および証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を広域連合の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、または当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項および第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時および場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第19条 聴聞は、広域連合の執行機関の規則で定める職員または行政庁が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者または参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族または同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人または次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人または保佐人
- (6) 参加人以外の関係人

（聴聞の期日における審理の方式）

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項ならびにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者または参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、および証拠書類等を提出し、ならびに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者または参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者もしくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述もしくは証拠書類等の提出を促し、または行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者または参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（陳述書等の提出）

第21条 当事者または参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書および証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書および証拠書類等を示すことができる。

（続行期日の指定）

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者および参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日および場所を

書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者および参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第23条 主宰者は、当事者の全部もしくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書もしくは証拠書類等を提出しない場合、または参加人の全部もしくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、および証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部または一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書または証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書および証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書および報告書）

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

- 4 当事者または参加人は、第1項の調書および前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文および第3項の規定は、この場合について準用する。

（聴聞を経てされる不利益処分の決定）

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容および同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通

知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先および提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨ならびに出頭すべき日時および場所）
（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項および第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号および第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

（行政指導の一般原則）

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該行政機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならないことおよび行政指導の内容が相手方の任意の協力により実現されるものであることに留意しなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（申請に関連する行政指導）

第31条 申請の取下げまたは内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第32条 許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合または行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
- 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
 - (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分または行政指導の内容
- (4) 当該処分または行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁または行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。

第5章 届出

（届出）

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他

の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第6章 補則

(写しの交付)

第36条 当事者等は、行政庁に対し、第18条第1項および第2項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)の写しの交付を求めることができる。

2 当事者または参加人は、主宰者または行政庁に対し、第24条第1項の調書および同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。

3 第1項の規定は、行政手続法(平成5年法律第88号)第18条第1項および第2項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)ならびに北海道行政手続条例(平成7年北海道条例第19号)第18条第1項および第2項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)について準用する。

4 第2項の規定は、行政手続法第24条第1項の調書および同条第3項の報告書ならびに北海道行政手続条例第24条第1項の調書および同条第3項の報告書について準用する。

5 前各項の規定による資料、調書および報告書の写しの作成に要する費用は、これらの写しの交付を求める者の負担とする。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合の執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27. 11. 26函館圏公立大学広域連合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合行政手続条例施行規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第6号)

函館圏公立大学広域連合行政手続条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第9号。以下「条例」という。）第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 条例等（条例第2条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格または地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分および訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- (2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合聴聞手続規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第7号)

沿革 平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第1号

平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、他の法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例および規則をいう。）に特別の定めのある場合を除き、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第13条第1項、北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号。以下「道条例」という。）第13条第1項または函館圏公立大学広域連合行政手続条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第9号。以下「広域連合条例」という。）第13条第1項の規定に基づき聴聞を行う場合における法第3章第2節、道条例第3章第2節または広域連合条例第3章第2節に規定する聴聞の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。

(聴聞の通知)

第3条 法第15条第1項、道条例第15条第1項または広域連合条例第15条第1項の規定による聴聞の通知は、別記第1号様式の通知書により行うものとする。

2 法第22条第2項本文、道条例第22条第2項本文または広域連合条例第22条第2項本文の規定による聴聞の通知は、別記第2号様式の通知書により行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第4条 当事者は、やむを得ない理由があるときは、別記第3号様式の申出書により、聴聞の期日の変更を広域連合長に申し出ることができる。

2 広域連合長は、前項の申出があった場合または特別の事情により必要があると認める場合は、聴聞の期日を変更することができる。

3 広域連合長は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、別記第4号様式の通知書により、速やかにその旨を当事者および参加人（聴聞の期日の変更時まで法第17条第1項、道条例第17条第1項もしくは広域連合条例第17条第1項の求めを受諾し、または法第17条第1項、道条例第17条第1項もしくは広域連合条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。）に通知するものとする。

(関係人の参加の許可の手続)

第5条 関係人は、法第17条第1項、道条例第17条第1項または広域連合条例第17条第1項の規定による参加の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の5日前までに、別記第5号様式の申請書により主宰者に申請しなければならない。

2 主宰者は、前項の申請があった場合において、参加の許可をしたときは、別記第6号様式の通知書により、速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第6条 法第18条第1項、道条例第18条第1項または広域連合条例第18条第1項の規定による閲覧の請求は、別記第7号様式の請求書によりしなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行

に応じて必要となった場合における閲覧の請求については、この限りでない。

- 2 広域連合長は、前項本文の請求があった場合は、当該閲覧の可否を決定し、閲覧させることと決定したとき（当該請求があった場合において、直ちに閲覧させる場合を除く。）は別記第8号様式の通知書により、閲覧させないことと決定したときは別記第9号様式の通知書により、速やかにその旨を当該請求をした者に通知するものとする。
- 3 広域連合長は、前項の場合において、聴聞の審理における当事者等の意見の陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。
- 4 広域連合長は、第1項ただし書に規定する請求があった場合において、当該審理の場において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段、道条例第18条第1項後段または広域連合条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒否する場合を除く。）は、閲覧の日時および場所を指定し、当該請求をした者に通知するものとする。この場合において、主宰者は、法第22条第1項、道条例第22条第1項または広域連合条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者）

第7条 主宰者は、函館圏公立大学広域連合事務局管理課長とする。

- 2 広域連合長は、主宰者が当該聴聞に係る不利益処分を行う立場にある者であるとき、または法第19条第2項各号、道条例第19条第2項各号もしくは広域連合条例第19条第2項各号のいずれかに該当するとき、もしくは該当するに至ったときは、速やかに新たな主宰者を指名するものとする。

（補佐人の出頭の許可の手続）

第8条 当事者または参加人は、法第20条第3項、道条例第20条第3項または広域連合条例第20条第3項の規定による出頭の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の4日前までに、別記第10号様式の申請書により主宰者に申請しなければならない。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）、道条例第22条第2項（道条例第25条後段において準用する場合を含む。）または広域連合条例第22条第2項（広域連合条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた出頭の許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、前項本文の申請があった場合において、出頭を許可したときは、別記第11号様式の通知書により、速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 補佐人が行った意見の陳述は、当該当事者または参加人が直ちに打消した場合を除き、当該当事者または参加人が自ら行った意見の陳述とみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限および秩序の維持）

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて意見の陳述をしたときその他聴聞の審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、当該者の意見の陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため必要と認めるときは、聴聞の審理を妨害し、またはその秩序を乱す者に退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第10条 広域連合長は、法第20条第6項、道条例第20条第6項もしくは広域連合条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるとき、または法令の規定により聴聞の期日における審理を公開すべきときは、聴聞の期日および場所を公示するものとする。この場合（法

令の規定により聴聞の期日における審理を公開すべき場合を除く。)において、併せて、別記第12号様式の通知書により、速やかにその旨を当事者および参加人(当該公示の時までに法第17条第1項、道条例第17条第1項もしくは広域連合条例第17条第1項の求めを受諾し、または法第17条第1項、道条例第17条第1項もしくは広域連合条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。)に通知するものとする。

(陳述書)

第11条 法第21条第1項、道条例第21条第1項または広域連合条例第21条第1項の規定により提出する陳述書は、別記第13号様式によらなければならない。

(聴聞調書および報告書)

第12条 法第24条第1項、道条例第24条第1項または広域連合条例第24条第1項に規定する調書は、別記第14号様式によるものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

2 主宰者は、前項の調書に書面、図画、写真その他相当と認めるものを添付し、これを調書の一部とすることができる。

3 法第24条第3項、道条例第24条第3項または広域連合条例第24条第3項に規定する報告書は、別記第15号様式によるものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(聴聞調書および報告書の閲覧)

第13条 法第24条第4項、道条例第24条第4項または広域連合条例第24条第4項の規定による閲覧の請求は、別記第16号様式の請求書により、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては広域連合長にしなければならない。

2 主宰者または広域連合長は、前項の請求があつた場合において、閲覧させることと決定したとき(当該請求があつた場合において、直ちに閲覧させる場合を除く。)は、別記第17号様式の通知書により、速やかにその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(写しの交付手続等)

第14条 広域連合条例第36条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による写しの交付の請求は、別記第7号様式の請求書によりしなければならない。ただし、閲覧後直ちに行う当該資料の写しの交付の請求については、この限りでない。

2 広域連合長は、前項本文の請求があつた場合において、写しを交付することと決定したとき(当該請求があつた場合において、直ちに写しを交付する場合を除く。)は、別記第8号様式の通知書により、速やかにその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

3 広域連合条例第36条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による写しの交付の請求は、別記第16号様式の請求書によりしなければならない。ただし、閲覧後直ちに行う当該調書または報告書の写しの交付の請求については、この限りでない。

4 主宰者または広域連合長は、前項本文の請求があつた場合において、写しを交付することと決定したとき(当該請求があつた場合において、直ちに写しを交付する場合を除く。)は、別記第17号様式の通知書により、速やかにその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

5 資料、調書または報告書の写しの交付部数は、写しの交付の請求1件につき1部とする。

6 広域連合条例第36条第5項の資料、調書および報告書の写しの作成に要する費用は、写しを交付するときに徴収する。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式 [略]

○函館圏公立大学広域連合行政不服審査法施行条例

(平成28年11月24日函館圏公立大学広域連合条例第1号)

沿革 令和元. 6. 14函館圏公立大学広域連合条例第1号

(趣旨)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(審査会)

第2条 法第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、事件ごとに、広域連合長の附属機関として、函館圏公立大学広域連合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、その設置に係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員等)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから広域連合長が委嘱する。

2 委員は、第2条第2項の規定により審査会が廃止されるときは、解嘱されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審査会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合議体)

第7条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が必要と認める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

3 第1項の合議体は、これを構成する全ての委員の、第2項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

5 第2項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、函館圏公立大学広域連合事務局において処理する。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(手数料)

第10条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により審査請求人または参加人（以下「審査請求人等」という。）が納付しなければならない手数料（以下「交付手数料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

2 審査請求人等は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受けるまでの間に交付手数料を納付しなければならない。

3 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第11条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、審査請求人等に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、交付手数料を減額し、または免除することができる。

2 交付手数料の減額または免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を求める際に、併せて当該減額または免除を求める旨およびその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(準用)

第12条 前2条の規定は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料および同条第5項に規定する手数料の減額または免除について準用する。この場合において、第10条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、同条第2項中「第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、前条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項」と、同条第2項中「第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、別表中「第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「書面または書類」とあるのは「主張書面または資料」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元. 6. 14函館圏公立大学広域連合条例第1号)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第10条、第12条関係）

交付の区分	種別		金額
1 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による書面または書類を複写機により用紙に複写したものの交付	(1) 日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
		カラー	1枚につき 50円
	(2) 日本産業規格A列3番までの大きさを超える大きさの用紙		作成に要する費用に相当する額
2 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1) 日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
		カラー	1枚につき 40円
	(2) 日本産業規格A列3番までの大きさを超える大きさの用紙		作成に要する費用に相当する額

備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

○函館圏公立大学広域連合情報公開条例

(平成14年2月27日函館圏公立大学広域連合条例第1号)

沿革 平成14.12.2 函館圏公立大学広域連合条例第5号
平成16.5.7 函館圏公立大学広域連合条例第2号
平成19.11.30 函館圏公立大学広域連合条例第5号
平成27.11.26 函館圏公立大学広域連合条例第2号
平成28.11.24 函館圏公立大学広域連合条例第2号
令和元.12.5 函館圏公立大学広域連合条例第2号
令和5.2.17 函館圏公立大学広域連合条例第1号

函館圏公立大学広域連合情報公開条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第10号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条～第19条）
- 第3章 情報公開の総合的な推進（第20条・第21条）
- 第4章 雑則（第22条～第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、函館圏公立大学広域連合（以下「広域連合」という。）を組織する市町の住民（以下単に「住民」という。）が広域連合の処理する事務に関する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づく住民自治の精神が十分発揮されるよう広域連合に関する情報についての住民の知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって広域連合が行政について住民に説明する責務を全うするようにし、住民の参加と監視の下にある公正で民主的な行政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員および公立大学法人公立はこだて未来大学をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第14条第1項において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、行政に関する情報についての住民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報の適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し、適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所または事業所の所在地および代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称または内容その他公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報
- (2) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものまたは特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（次に掲げる者をいう。）の職務の遂行に係る情報（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公開することにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

(ア) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）

(イ) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員

(ウ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員

- (エ) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員
- (3) 法人その他の団体（実施機関ならびに国，独立行政法人等，他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公開することにより，当該法人等または当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生じ，または生ずるおそれのある危害から人の生命，身体および健康を保護するために，公開することが必要であると認められる情報
 - イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ，または生ずるおそれのある支障から住民の生活を保護するために，公開することが必要であると認められる情報
 - ウ 事業活動によって生じ，または生ずるおそれのある侵害から消費生活その他住民の生活を保護するために，公開することが必要であると認められる情報
- (4) 公開することにより，人の生命，身体，財産または社会的な地位の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 実施機関ならびに国，独立行政法人等，他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議，検討または協議に関する情報であって，公開することにより，意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え，もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関または国，独立行政法人等，他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって，公開することにより，次に掲げるおそれがあるもの
- ア 監査，検査，取締りまたは試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし，もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約，交渉または争訟に係る事務に関し，実施機関または国，独立行政法人等，他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれ
 - オ アからエまでに掲げるもののほか，事務または事業の性質上，当該事務または事業に関し，その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

（公文書の一部公開）

第8条 実施機関は，公開請求に係る公文書に非公開情報に該当する部分とそれ以外の部分が記録されている場合において，これらの部分を容易に，かつ，請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは，当該非公開情報が記録されている部分を除いて，当該公文書を公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，公開しても，個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は，公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，公開請求者に対し，当該公

文書を公開するものとする。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに、規則（広域連合長が定める規則をいう。）で定めるところにより、その旨を函館圏公立大学広域連合情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨ならびに公開する日時および場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条第1項の規定により公開請求を拒否するときおよび公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項または前項の規定により公開請求に係る公文書の全部または一部を公開しない旨の決定（当該公文書を保有していないときの決定を除く。）をした場合において、当該公文書の全部または一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項および第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開決定等をすべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して14日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して28日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨およびその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

第13条 公開請求に係る公文書に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外のもの（以下この条、第17条および第18条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イまたは同条第3号アからウまでに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第16条および第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第14条 公文書の公開は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、フィルムについては視聴または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を閲覧または視聴に供することにより当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

（費用の負担）

第15条 前条の規定に基づく公文書の閲覧および視聴に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しを交付する場合における当該写しの作成および送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

（審理員による審理手続の適用除外）

第15条の2 公開決定等または公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第16条 公開決定等または公開請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、函館圏公立大学広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて当該審査請求について裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（諮問をした旨の通知）

第17条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更

し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の制度との調整）

第19条 この章の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。

- (1) 法令、他の条例その他の規程の定めるところにより、閲覧、縦覧もしくは視聴または謄本、抄本等の写しの交付の手続が定められている公文書
- (2) 広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、図画等の公文書

第3章 情報公開の総合的な推進

（情報の提供）

第20条 実施機関は、住民が行政に関する情報を容易に得られるよう情報の公開に関する施策の総合的な推進を図るため、この条例による公文書の公開のほか、行政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で住民に明らかにされるよう、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（会議の公開）

第21条 実施機関に置く附属機関およびこれに類する合議制の機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、当該会議における審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

第4章 雑則

（公文書の管理）

第22条 実施機関は、情報公開制度の適切かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めを設け、これに基づき公文書を適正に管理しなければならない。

（公文書の目録等の作成）

第23条 実施機関は、公文書を検索するために必要な目録等の資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（実施状況の公表）

第24条 広域連合長は、毎年1回、この条例による公文書の公開の実施状況について公表するものとする。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14. 12. 2函館圏公立大学広域連合条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16. 5. 7函館圏公立大学広域連合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19. 11. 30函館圏公立大学広域連合条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27. 11. 26函館圏公立大学広域連合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28. 11. 24函館圏公立大学広域連合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元. 12. 5函館圏公立大学広域連合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5. 2. 17函館圏公立大学広域連合条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（函館圏公立大学広域連合情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 前項の規定の施行の際現に同項の規定による改正前の函館圏公立大学広域連合情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第20条第4項の規定により委嘱された函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開条例第20条第4項の規定により委嘱された函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 附則第2項の規定の施行の際現に函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会の会長または副会長である者は、それぞれ、施行日に、第5条第2項の規定により審査会の会長または副会長として定められたものとみなす。
- 5 附則第2項の規定の施行前に函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会にされた諮問で同項の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 6 函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
（その他の経過措置）
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、広域連合長が定める。

○函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則

(平成14年2月28日函館圏公立大学広域連合規則第2号)

沿革 平成28.11.24函館圏公立大学広域連合規則第1号
令和5.3.27函館圏公立大学広域連合規則第2号

函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則（平成9年函館圏公立大学広域連合規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、広域連合長が管理する公文書について、函館圏公立大学広域連合情報公開条例（平成14年函館圏公立大学広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書の記載事項等）

第2条 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 請求の理由または目的
- (2) 公開の方法の区分

2 条例第6条第1項の公開請求書は、別記第1号様式によるものとする。

（函館圏公立大学広域連合情報公開・個人情報保護審査会への報告事項等）

第3条 条例第10条第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 公開請求に係る公文書の名称または内容
- (2) 当該公文書の存否を明らかにしない理由

（公開請求に対する決定通知書）

第4条 条例第11条第1項の書面は、公文書の全部を公開することと決定した場合にあっては別記第2号様式の通知書により、公文書の一部を公開することと決定した場合にあっては別記第3号様式の通知書によるものとする。

2 条例第11条第2項の書面（条例第10条第1項の規定により公開請求を拒否するときのものを除く。）は、別記第4号様式の通知書によるものとする。

3 条例第11条第2項の書面（条例第10条第1項の規定により公開請求を拒否するときのものに限る。）は、別記第5号様式の通知書によるものとする。

（公開請求に対する決定期間の延長通知書等）

第5条 条例第12条第2項の書面は、別記第6号様式の通知書によるものとする。

2 条例第12条第3項の書面は、別記第7号様式の通知書によるものとする。

（第三者保護に関する手続に係る通知等）

第6条 広域連合長は、条例第13条第1項または第2項の規定により第三者に対し意見書を提出する機会を与える場合は、別記第8号様式の意見照会書により通知するものとする。

2 条例第13条第3項の書面は、別記第9号様式の通知書によるものとする。

（公文書の閲覧または視聴の中止または禁止）

第7条 広域連合長は、公文書の閲覧または視聴をする者が当該公文書を汚損し、もしくは破損するおそれがあると認めるとき、または職員の手引に従わないときは、当該閲覧または視聴を中止させ、または禁止することができる。

(電磁的記録の公開の方法)

第8条 条例第14条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープまたは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープまたは録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープまたはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープまたはビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法(当該電磁的記録が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第2項第1号に係るの個人情報ファイルに該当する場合にあっては、エを除く。)であって、広域連合長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)

により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(公開を受ける者の閲覧または視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧または視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(写しの交付部数)

第9条 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

(費用の納入)

第10条 条例第15条ただし書の公文書の写しの作成および送付に要する費用は、前納とする。

(諮問をした旨の通知書)

第11条 条例第17条の規定による通知は、別記第10号様式の通知書によるものとする。

(裁決に基づく公開に係る通知書)

第12条 条例第18条において準用する条例第13条第3項の規定による通知は、条例第18条第2号に該当する場合のものについては、別記第11号様式の通知書によるものとする。

(公文書の目録等)

第13条 条例第23条第1項の公文書の目録等の資料は、函館圏公立大学広域連合の運営に関する規則(平成9年函館圏公立大学広域連合規則第4号)第2条第1項において準用する函館市文書編集保存規則(昭和62年函館市規則第11号)の規定に基づく文書分類表および文書目次の写し等とする。

2 前項の公文書の目録等の資料は、公開請求の受付窓口に備え置くものとする。

(実施状況の公表)

第14条 条例第24条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示して行うものとする。

(1) 公文書の公開請求の状況

(2) 請求に対する決定の状況

- (3) 審査請求の状況
- (4) その他必要と認める事項
(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 11. 24函館圏公立大学広域連合規則第1号)

この規則は、函館圏公立大学広域連合情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年函館圏公立大学広域連合条例第2号）の施行の日から施行する。

附 則 (令和5. 3. 27函館圏公立大学広域連合規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式 [略]

○函館圏公立大学広域連合議会の所管に係る函館圏公立大学広域連合
情報公開条例施行規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合議会規則第3号)

沿革 平成14. 3. 29函館圏公立大学広域連合議会規則第1号

函館圏公立大学広域連合議会が管理する公文書に係る函館圏公立大学広域連合情報公開条例（平成14年函館圏公立大学広域連合条例第1号）の施行については、函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則（平成14年函館圏公立大学広域連合規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14. 3. 29函館圏公立大学広域連合議会規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会の所管に係る函館圏
公立大学広域連合情報公開条例施行規程

(平成9年12月4日函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第2号)

沿革 平成14. 3. 12函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号

函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会が管理する公文書に係る函館圏公立大学広域連合情報公開条例（平成14年函館圏公立大学広域連合条例第1号）の施行については、函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則（平成14年函館圏公立大学広域連合規則第2号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14. 3. 12函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合公平委員会の所管に係る函館圏公立大学
広域連合情報公開条例施行規則

(平成9年12月5日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第5号)

沿革 平成14. 3. 29函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号

函館圏公立大学広域連合公平委員会が管理する公文書に係る函館圏公立大学広域連合情報公開条例
(平成14年函館圏公立大学広域連合条例第1号)の施行については、函館圏公立大学広域連合情報公開
条例施行規則(平成14年函館圏公立大学広域連合規則第2号)の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成14. 3. 29函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合監査委員の所管に係る函館圏公立大学
広域連合情報公開条例施行規程

(平成9年12月2日函館圏公立大学広域連合監査委員規程第2号)

沿革 平成14. 3. 28函館圏公立大学広域連合監査委員規程第1号

函館圏公立大学広域連合監査委員が管理する公文書に係る函館圏公立大学広域連合情報公開条例（平成14年函館圏公立大学広域連合条例第1号）の施行については、函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則（平成14年函館圏公立大学広域連合規則第2号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14. 3. 28函館圏公立大学広域連合監査委員規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

(令和5年2月17日函館圏公立大学広域連合条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、函館圏公立大学広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置および組織ならびに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置等)

第2条 次に掲げる法律または条例の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、函館圏公立大学広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 函館圏公立大学広域連合情報公開条例（平成14年函館圏公立大学広域連合条例第1号。次項および第7条第1項において「情報公開条例」という。）第16条

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第7条第1項において「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うとともに、情報公開条例による公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）の公開制度に関する重要事項について、実施機関（同条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項および第12条において同じ。）の諮問に応じて調査審議するほか、実施機関に対し、建議することができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審査会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、第2条第1項の規定による調査審議を行う会議であって、

これを公開することが適当でないと思われものを除き、その会議を公開するものとする。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（情報公開条例第16条の規定により審

査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）または法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年函館圏公立大学広域連合条例第2号）第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、公文書（情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）または保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項または第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書または保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報または保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項および第13条第2項において同じ。）または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させまたは鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書もしくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第11条 審査会は、第7条第3項もしくは第4項または第9条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書または資料の閲覧（電磁的記録にあつ

ては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。

(意見等の聴取)

第12条 審査会は、調査審議等(第2条第2項の規定による調査審議(同条第1項の規定による調査審議を除く。))および建議をいう。以下この条において同じ。)を行うため必要があると認めるときは、調査審議等の事項について専門的な知識を有する者、実施機関の職員その他関係人の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、第2条第1項各号に掲げる法律または条例の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 審査会は、第2条第2項の規定による諮問に対する答申をしたとき、または同項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、函館圏公立大学広域連合事務局管理課において処理する。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(函館圏公立大学広域連合情報公開条例の一部改正)

2 函館圏公立大学広域連合情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(函館圏公立大学広域連合情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に同項の規定による改正前の函館圏公立大学広域連合情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第20条第4項の規定により委嘱された函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第4条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開条例第20条第4項の規定により委嘱された函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 附則第2項の規定の施行の際現に函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会の会長または副会長である者は、それぞれ、施行日に、第5条第2項の規定により審査会の会長または副会長として定められたものとみなす。

5 附則第2項の規定の施行前に函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会にされた諮問で同項の規定

の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

- 6 函館圏公立大学広域連合公文書公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、広域連合長が定める。

(函館圏公立大学広域連合特別職の職員の議員報酬、報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 函館圏公立大学広域連合特別職の職員の議員報酬、報酬および費用弁償に関する条例(平成9年函館圏公立大学広域連合条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

○函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和5年2月17日函館圏公立大学広域連合条例第2号)

沿革 令和7.2.19函館圏公立大学広域連合条例第1号

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員および公立大学法人公立はこだて未来大学をいう。
- (2) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管および利用をいう。

(個人情報の収集等の届出)

第3条 実施機関は、継続かつ定型化して行う個人情報の収集等を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、規則(広域連合長が定める規則をいう。以下この項および第8条第8項において同じ。)で定めるところにより、次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。届け出た個人情報の収集等を廃止し、またはその内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をする場合も同様とする。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の収集の目的
- (3) 記録の対象となる個人の範囲
- (4) 記録する個人情報の項目
- (5) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報の収集等を開始し、廃止し、またはその内容の変更をした日以後において同項の届出をすることができる。

3 前2項の規定は、法第75条第1項の規定により実施機関が作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報の収集等については、適用しない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の収集等の開始または変更の届出が行われている場合に、当該届出に係る個人情報の収集等が前項第1号に掲げる個人情報の収集等に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

5 広域連合長は、第1項および前項の届出があったときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求

者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から28日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(費用の負担)

第6条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書または図画の写しを交付する場合における当該写しの作成および送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(審議会への諮問)

第7条 実施機関(公立大学法人公立はこだて未来大学を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会(次条第1項を除き、以下本則において「審議会」という。)に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、または廃止しようとする場合
- (2) 法第23条または第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、または変更しようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、または変更しようとする場合

(個人情報保護運営審議会)

第8条 前条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いについて調査審議するため、函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会を置く。

- 2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者等のうちから広域連合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会の会議は、非公開とすることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第9条 広域連合長は、毎年1回、法およびこの条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例の廃止)
- 2 函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第11号）は、廃止する。
(函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第20条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者または同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から委託された旧個人情報の処理を含む業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第11条第1項または第12条各項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報（旧条例第2条第5号に規定する保有特定個人情報を除く。）の開示、訂正、削除および目的外利用等（旧条例第8条第3項に規定する目的外利用等をいう。）の中止ならびに旧条例に規定する保有特定個人情報の開示、訂正、削除ならびに利用および提供の中止については、なお従前の例による。
- 5 函館圏公立大学広域連合個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第19条第1項の規定により置かれている函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会は、第8条第1項の規定により置かれる函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 7 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第19条第4項の規定により委嘱された函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会の委員である者は、施行日に、第8条第3項の規定により函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。
この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第19条第4項の規定により委嘱された函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 旧条例第19条第1項の函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者または同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 10 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報またはその役務の提供に関して知り得た

同項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた同号に規定する保有個人情報を同項の規定の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)

- 11 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

- 12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、広域連合長が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する規則

(令和5年3月27日函館圏公立大学広域連合規則第3号)

沿革 令和6.6.18函館圏公立大学広域連合規則第1号

令和7.3.14函館圏公立大学広域連合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）および函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年函館圏公立大学広域連合条例第2号。以下「条例」という。）に基づく保有個人情報の開示の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の方法等)

第2条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープまたは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープまたは録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープまたはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープまたはビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法であって、広域連合長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧または視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧または視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

2 広域連合長は、保有個人情報の閲覧または視聴をする者が当該保有個人情報を汚損し、もしくは破損するおそれがあると認められるとき、または職員の指示に従わないときは、当該閲覧または視聴を中止させ、または禁止することができる。

(個人情報の収集等の届出)

第3条 条例第3条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人情報の管理責任者

(2) 特定個人情報の該当の有無

(3) 個人情報の収集の方法および時期

(4) 個人情報の収集等の開始年月日

(5) 個人情報の記録の形態

(6) 特定個人情報ファイル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律（平成25年法律第27号。以下この号および次号において「番号法」という。）第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。同号において同じ。）に記録される特定個人情報にあつては、経常的に番号法第19条に規定する提供をする場合には、その提供先

(7) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報にあつては、保有個人情報（特定個人情報に係るものに限る。以下この号において同じ。）の訂正または保有個人情報（番号法第23条第1項および第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された利用特定個人情報（番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。）を除く。）の利用停止について、法第90条第1項ただし書または第98条第1項ただし書の規定が適用されることとなるときは、その旨

2 条例第3条第1項前段の規定による届出は別記第1号様式の届出書により、同項後段の規定による届出は別記第2号様式の届出書により行うものとする。

3 条例第3条第1項後段の規則で定める軽微な変更は、特定個人情報以外の個人情報の収集等の内容の変更で次に掲げるものとする。

- (1) 記録の対象となる個人の範囲の縮小による変更
- (2) 記録する個人情報の項目の削除による変更
- (3) 個人情報の記録の形態の変更
- (4) その他の変更で、市民の基本的人権を侵害するおそれがないと広域連合長が認めるもの

4 条例第3条第4項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行うものとする。

（開示決定等の期限の延長の通知）

第4条 条例第4条第2項の規定による通知は、別記第4号様式の通知書により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例の通知）

第5条 条例第5条の規定による通知は、別記第5号様式の通知書により行うものとする。

（写しの交付部数）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書または図画の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

（費用の納入）

第7条 条例第6条ただし書の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書または図画の写しの作成および送付に要する費用は、前納とする。

（検索資料）

第8条 広域連合長は、第3条第2項および第4項の届出書その他保有個人情報の検索に必要な資料を備え、一般の利用に供するものとする。

（運用状況の公表）

第9条 条例第9条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示して行うものとする。

- (1) 個人情報ファイル簿の作成の状況
- (2) 個人情報の収集等の届出の状況
- (3) 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用等の状況
- (4) 保有個人情報に関する開示、訂正および利用停止の請求の状況
- (5) 請求に対する措置の状況
- (6) 審査請求の状況
- (7) その他必要と認められる事項

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例施行規則（平成9年函館圏公立大学広域連合規則第10号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間における第9条の規定の適用については、同条中「次に掲げる事項」とあるのは、「広域連合長が別に定める事項」とする。

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（令和6. 6. 18函館圏公立大学広域連合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7. 3. 14函館圏公立大学広域連合規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式 [略]

○函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規程

(令和5年3月31日函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第1号)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年函館圏公立大学広域連合条例第2号）に基づく保有個人情報の開示の方等については、函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する規則（令和5年函館圏公立大学広域連合規則第3号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会の所管に係る函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例施行規程（平成9年函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会規程第3号）は、廃止する。

○函館圏公立大学広域連合公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則

(令和5年3月31日函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第1号)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年函館圏公立大学広域連合条例第2号）に基づく保有個人情報の開示の方法等については、函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する規則（令和5年函館圏公立大学広域連合規則第3号）の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 函館圏公立大学広域連合公平委員会の所管に係る函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例施行規則（平成9年函館圏公立大学広域連合公平委員会規則第6号）は、廃止する。

○函館圏公立大学広域連合監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する規程

(令和5年3月28日函館圏公立大学広域連合監査委員規程第1号)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年函館圏公立大学広域連合条例第2号）に基づく保有個人情報の開示の方法等については、函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する規則（令和5年函館圏公立大学広域連合規則第3号）の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 函館圏公立大学広域連合監査委員の所管に係る函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例施行規程（平成9年函館圏公立大学広域連合監査委員規程第3号）は、廃止する。

○函館圏公立大学広域連合保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程

(令和5年3月31日函館圏公立大学広域連合訓令第1号)

沿革 令和7.3.14函館圏公立大学広域連合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項の規定による保有個人情報の安全管理措置、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条の規定による個人番号の安全管理措置その他保有個人情報等の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「保有個人情報」とは、法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

2 この訓令において「個人番号」とは、番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

3 この訓令において「保有個人情報等」とは、保有個人情報および個人番号をいう。

4 この訓令において「個人情報の収集等」とは、函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年函館圏公立大学広域連合条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2項第2号に規定する個人情報の収集等をいう。

5 この訓令において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

6 この訓令において「特定個人情報」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

(個人情報の管理責任者)

第3条 個人情報の収集等をするときは、収集等をする個人情報に係る業務を所管する課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）に、個人情報の管理責任者（以下単に「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、収集等をする個人情報に係る業務を所管する課の長をもって充てる。

3 管理責任者は、その所管する業務に係る保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

4 管理責任者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、前項の事務を行う。

(職員の責務)

第4条 職員は、法、番号法および条例の趣旨にのっとり、関連する法令等の定めおよび管理責任者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

(職員の知識および技能の向上等)

第5条 保有個人情報等の取扱いに従事する職員は、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、ならびに保有個人情報等を適切に取り扱うために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

2 保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員は、保有個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用およびセキュリティ対策に関する知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

3 管理責任者は、前2項に規定する職員に対し、前2項に規定する知識および技能の修得、維持および向上のための必要な教育を行うものとする。

(保有個人情報等を取り扱う者の制限)

第6条 管理責任者は、保有個人情報等の重要度に応じて、当該保有個人情報等を取り扱う権限を有する者を、当該保有個人情報等の利用の目的を達成するために必要最小限の職員に限定するものとする。

2 保有個人情報等を取り扱う権限を有しない職員は、保有個人情報等を取り扱ってはならない。

3 職員は、保有個人情報等を取り扱う権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱ってはならない。

(複製等の制限)

第7条 職員は、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、やむを得ず行う次に掲げる行為については、管理責任者の指示に従い、行うものとする。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている文書等（文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）の外部への送付または持出し

(4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として管理責任者が定めるもの

(誤りの訂正)

第8条 職員は、保有個人情報等の訂正を行う場合は、管理責任者の指示に従わなければならない。

(保有個人情報等の管理等)

第9条 職員は、管理責任者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている文書等を定められた場所に保管するとともに、管理責任者が必要と認めるときは、当該文書等の耐火金庫における保管、当該文書等の保管場所への施錠その他の保有個人情報等の漏えい等（漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故をいう。以下同じ。）を防止するための措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第10条 職員は、保有個人情報等または保有個人情報等が記録されている文書等が不要となった場合は、管理責任者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元または判読が不可能な方法により当該保有個人情報等の消去または当該文書等の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第11条 管理責任者は、保有個人情報等の重要度に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(特定個人情報の利用等に関する措置)

第12条 管理責任者は、次に掲げる行為が法、番号法および条例に従って適切に行われるために必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人番号の利用

(2) 特定個人情報の提供の求め

(3) 特定個人情報の提供

(4) 特定個人情報の収集

(5) 特定個人情報の保管

(6) 特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の作成（業務の委託等）

第13条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を広域連合以外のものに委託する場合は、当該業務の委託を受けたものに保有個人情報等の漏えい等を防止する等の保有個人情報等の適切な管理について必要な

措置を講じさせるため、次に掲げる事項を委託契約書に明記しなければならない。

- (1) 保有個人情報等の秘密保持の義務
- (2) 再委託その他の2以上の段階にわたる委託の禁止または制限
- (3) 受託の目的外の利用の禁止
- (4) 第三者への提供の禁止
- (5) 複写および複製の禁止
- (6) 返還または抹消の義務
- (7) 事故についての報告義務
- (8) 立入検査に応ずる義務
- (9) その他保有個人情報等の保護のため必要と認められる事項
- (10) 前各号に違反した場合の契約の解除および損害賠償の義務
(漏えい等の事案の報告等)

第14条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生その他の保有個人情報等の適切な管理に影響を及ぼす事案の発生を認識した場合は、職員は、その旨を直ちに管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、個人情報の回収、廃棄等当該事案の発生による被害の拡大の防止等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、事実関係を調査し、第1項の事案の内容、経緯、被害状況、対応状況等を、速やかに、上司に報告するとともに、別記様式の報告書により函館圏公立大学広域連合事務局長に報告しなければならない。
- 4 管理責任者は、第1項の事案の発生した原因を分析し、保有個人情報等の適切な管理に影響を及ぼす事案の再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 第1項の事案が発生した場合は、事案の内容等に応じて、関係者への連絡、説明、事案の公表等の措置が講じられなければならない。

(点検)

第15条 管理責任者は、保有個人情報等の管理方法等について、定期または随時に点検を行うものとする。

(評価および見直し)

第16条 保有個人情報等の適切な管理のための措置については、管理責任者は、前条の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
(函館圏公立大学広域連合保有個人情報の適正な維持管理のための措置に関する規程の廃止)
- 2 函館圏公立大学広域連合保有個人情報の適正な維持管理のための措置に関する規程(平成27年函館圏公立大学広域連合訓令第1号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（令和7.3.14函館圏公立大学広域連合訓令第1号）
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

様式 [略]

○函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会規則

(令和5年3月27日函館圏公立大学広域連合規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年函館圏公立大学広域連合条例第2号）第8条第8項の規定に基づき、函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、審議事項について専門的な知識を有する者、実施機関の職員その他関係人の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、函館圏公立大学広域連合事務局管理課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会規則の廃止)
- 2 函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会規則（平成9年函館圏公立大学広域連合規則第12号）は、廃止する。
(函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定の施行の際現に同項の規定による廃止前の函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会規則第2条第2項の規定により定められた函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会の会長または副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第2条第2項の規定により審議会の会長または副会長として定められたものとみなす。

○函館圏公立大学広域連合職員定数条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第12号)

沿革 平成10. 3. 27函館圏公立大学広域連合条例第1号
平成11. 2. 19函館圏公立大学広域連合条例第1号
平成12. 2. 29函館圏公立大学広域連合条例第2号
平成13. 2. 28函館圏公立大学広域連合条例第1号
平成13. 11. 30函館圏公立大学広域連合条例第2号
平成14. 2. 27函館圏公立大学広域連合条例第2号
平成15. 2. 28函館圏公立大学広域連合条例第1号
平成15. 11. 27函館圏公立大学広域連合条例第7号
平成17. 2. 21函館圏公立大学広域連合条例第1号
平成17. 7. 22函館圏公立大学広域連合条例第2号
平成18. 4. 28函館圏公立大学広域連合条例第5号
平成20. 2. 22函館圏公立大学広域連合条例第1号
平成20. 12. 1函館圏公立大学広域連合条例第4号
平成25. 3. 5函館圏公立大学広域連合条例第1号
平成30. 2. 19函館圏公立大学広域連合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項および第200条第6項ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項の規定に基づき、函館圏公立大学広域連合の職員（臨時または非常勤の職員を除く。）の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 議会の事務局の職員 6人
- (2) 広域連合長の事務局の職員 11人
- (3) 選挙管理委員会の職員 3人
- (4) 監査委員の事務局の職員 3人
- (5) 公平委員会の事務職員 2人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10. 3. 27函館圏公立大学広域連合条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11. 2. 19函館圏公立大学広域連合条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11. 2. 29函館圏公立大学広域連合条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13. 2. 28函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13. 11. 30函館圏公立大学広域連合条例第2号）
この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14. 2. 27函館圏公立大学広域連合条例第2号）
この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15. 2. 28函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15. 11. 27函館圏公立大学広域連合条例第7号）
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 2. 21函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 7. 22函館圏公立大学広域連合条例第2号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18. 4. 28函館圏公立大学広域連合条例第5号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20. 2. 22函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 12. 1函館圏公立大学広域連合条例第4号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25. 3. 5函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 2. 19函館圏公立大学広域連合条例第1号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合職員職名規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第13号)

沿革 平成11. 2. 19函館圏公立大学広域連合規則第1号
平成12. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第8号
平成18. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第4号
平成18. 4. 28函館圏公立大学広域連合規則第11号
平成19. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第4号
平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第5号
平成27. 3. 26函館圏公立大学広域連合規則第1号
令和2. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第2号

函館圏公立大学広域連合事務局の職員の職名は、事務局長，参事（1級），事務局次長，課長，参事（3級），主査，主任，主任主事，主任技師，主事および技師とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11. 2. 19函館圏公立大学広域連合規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第8号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 4. 28函館圏公立大学広域連合規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 26函館圏公立大学広域連合規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

(平成17年3月31日函館圏公立大学広域連合規則第4号)

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長またはその職員で規則で定めるものは、函館圏公立大学広域連合長とし、函館圏公立大学広域連合長が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(平成 17 年 7 月 22 日函館圏公立大学広域連合条例第 3 号)

沿革 平成28. 11. 24函館圏公立大学広域連合条例第 4 号
令和 2. 2. 17函館圏公立大学広域連合条例第 2 号
令和 4. 11. 21函館圏公立大学広域連合条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 任命権者は、毎年 6 月末日までに、法第 58 条の 2 第 1 項の規定による前年度における人事行政の運営の状況の報告を広域連合長にしなければならない。

(報告事項)

第 3 条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免および職員数の状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限および懲戒の処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉および利益の保護の状況
- (10) その他広域連合長が必要と認める事項

(公平委員会の報告の時期)

第 4 条 公平委員会は、毎年 6 月末日までに、法第 58 条の 2 第 2 項の規定による前年度における業務の状況の報告を広域連合長にしなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第 5 条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

(公表の時期)

第 6 条 広域連合長は、毎年 10 月末日までに、法第 58 条の 2 第 3 項の規定による公表をしなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、広域連合長が定める場所において一般の閲覧に供する方法で行う。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成17年度における第2条および第4条の規定の適用については、第2条および第4条中「6月末日」とあるのは、「8月末日」とする。

附 則 (平成28.11.24 函館圏公立大学広域連合条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2.2.17 函館圏公立大学広域連合条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.11.21 函館圏公立大学広域連合条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合特別職の職員の議員報酬，報酬および費用弁償に関する条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第13号)

沿革 平成10. 5. 28函館圏公立大学広域連合条例第3号
平成11. 2. 19函館圏公立大学広域連合条例第2号
平成15. 2. 28函館圏公立大学広域連合条例第5号
平成19. 2. 22函館圏公立大学広域連合条例第2号
平成19. 11. 30函館圏公立大学広域連合条例第4号
平成20. 2. 22函館圏公立大学広域連合条例第2号
平成20. 12. 1函館圏公立大学広域連合条例第5号
令和5. 2. 17函館圏公立大学広域連合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項の特別職に属する職員のうち次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）に支給する議員報酬，報酬および費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 広域連合長および副広域連合長
- (2) 議会の議員
- (3) 選挙管理委員，監査委員および公平委員会の委員
- (4) 公立大学法人評価委員会の委員および特別委員，情報公開・個人情報保護審査会の委員，個人情報保護運営審議会の委員ならびに行政不服審査会の委員
- (5) 前各号のほか別表に掲げる者

(議員報酬および報酬)

第2条 前条第2号に掲げる特別職の職員がその職務に従事したときは別表に定める額の議員報酬を，同条第3号から第5号までに掲げる特別職の職員がその職務に従事したときは同表に定める額の報酬をそれぞれ支給する。

2 議員報酬および報酬は，職務従事後に支給する。

(費用弁償)

第3条 次の各号に掲げる特別職の職員が，当該各号に掲げる会議等（その者の住所または居所から2キロメートル以上の地域において行われるものに限る。）に出席したときは，函館圏公立大学広域連合の運営に関する条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第8号）第2条第1項において準用する函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）の規定の例による鉄道賃および車賃を費用弁償として支給する。

- (1) 第1条第1号に掲げる特別職の職員 当該特別職の職員の住所を有する市または町の区域外の場所において開かれる議会の会議
- (2) 第1条第2号に掲げる特別職の職員 議会の会議
- (3) 第1条第3号に掲げる特別職の職員 その職務に係る会議等

2 前項各号に掲げる特別職の職員が同一の日において，同項各号に掲げる2以上の会議等に出席した場合においては，広域連合長が定める場合を除き，同項の費用弁償は，重複して支給しない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は，広域連合長が定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成10. 5. 28函館圏公立大学広域連合条例第3号）

この条例は，公布の日から施行する。ただし，改正後の第2条，第4条，第5条および別表の規定は，平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11. 2. 19函館圏公立大学広域連合条例第2号）

この条例は，平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15. 2. 28函館圏公立大学広域連合条例第5号）

この条例は，平成15年4月1日から施行する。ただし，第3条の改正規定は，公布の日から施行する。

附 則（平成19. 2. 22函館圏公立大学広域連合条例第2号）

この条例は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 11. 30函館圏公立大学広域連合条例第4号）抄
（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成20. 2. 22函館圏公立大学広域連合条例第2号）

この条例は，平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 12. 1函館圏公立大学広域連合条例第5号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（令和5. 2. 17函館圏公立大学広域連合条例第1号）

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

別表（第1条，第2条関係）

区分		議員報酬額または報酬額
議会	議長	日額 11,200円
	副議長	日額 9,900円
	議員	日額 8,600円
選挙管理委員会	委員長	日額 11,200円
	委員	日額 8,600円
監査委員		日額 8,600円
公平委員会	委員長	日額 11,200円
	委員	日額 8,600円
公立大学法人評価委員会の委員および特別委員		日額 5,000円
情報公開・個人情報保護審査会の委員		日額 5,000円
個人情報保護運営審議会の委員		日額 5,000円
行政不服審査会の委員		日額 5,000円
その他の者		広域連合長が認める額

○函館圏公立大学広域連合財政状況の公表に関する条例

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による歳入歳出予算の執行状況ならびに財産、地方債および一時借入金の現在高その他財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月および12月に行うものとする。

2 天災その他のやむを得ない理由により前項に定める月に公表することができないときは、その理由のやんだ日から1月以内においてこれを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条の公表は、6月にあつては前年の10月1日からその年の3月31日までの期間における財政状況、12月にあつてはその年の4月1日から9月30日までの期間における財政状況について行う。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、函館圏公立大学広域連合の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合会計規則

(平成10年11月2日函館圏公立大学広域連合規則第1号)

沿革 平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第6号
 平成16. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第8号
 平成17. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第2号
 平成17. 8. 29函館圏公立大学広域連合規則第6号
 平成19. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第5号
 平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第6号
 平成20. 4. 30函館圏公立大学広域連合規則第10号
 令和6. 12. 26函館圏公立大学広域連合規則第2号

第1条 函館圏公立大学広域連合の会計については、次条の規定に定めるもののほか、函館市会計規則（昭和39年函館市規則第9号）の関係規定を準用する。この場合において、当該規則中「市長」とあるのは「広域連合長」と、「財務部長」とあるのは「函館圏公立大学広域連合事務局長」と、「財政課長」とあるのは「函館圏公立大学広域連合事務局管理課長」と、「函館市事務分掌条例（平成4年函館市条例第39号）第1条に規定する部ならびに保健所、戸井支所、恵山支所、椴法華支所、南茅部支所、会計部、消防本部、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査事務局および農業委員会事務局」とあるのは「函館圏公立大学広域連合事務局、函館圏公立大学広域連合議会事務局、函館圏公立大学広域連合選挙管理委員会事務局、函館圏公立大学広域連合公平委員会事務局および函館圏公立大学広域連合監査事務局」と、「函館市事務専決および代決規程（平成5年函館市訓令第2号）第4条および市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成5年函館市訓令第3号）第4条の規定により歳入の調定を行う者」、「函館市事務専決および代決規程第4条および市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程第4条の規定により支出命令を行う者」および「函館市事務専決および代決規程第4条の規定により物品の受払命令または不用物品の払出命令を行うことができる者ならびに市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程第4条の規定により物品の受払命令を行う者」とあるのは、いずれも「函館圏公立大学広域連合事務局管理課長」と読み替えるものとする。

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の規定により指定する指定金融機関は、株式会社青森みちのく銀行とする。

第3条 次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる者が主管する。

- (1) 公立はこだて未来大学教育振興基金 函館圏公立大学連合事務局長
- (2) 公立はこだて未来大学施設整備基金 函館圏公立大学広域連合事務局長

第4条 歳入歳出外現金を整理する区分は、函館市会計規則第80条各号に定めるところ（同条第2号の保管金にあっては、同号に掲げる区分のほか、指定金融機関の提供する担保金）による。

第5条 出納員は、函館圏公立大学広域連合事務局設置条例施行規則（平成9年函館圏公立大学広域連合規則第3号）第4条の規定により置かれた会計事務を行う参事、主査および函館圏公立大学広域連合事務局管理課主査とする。

2 現金出納員および物品出納員の設置箇所ならびに当該出納員となるべき者の職および担当事務は、

別表1および別表2のとおりとする。

- 3 会計員は、函館圏公立大学広域連合事務局管理課に勤務する職員（主査を除く。）とする。
- 4 会計管理者は、その権限に属する事務のうち、現金出納員に対しては別表1、物品出納員に対しては別表2に定める担当事務の全部または一部を委任するものとする。

第6条 物品の区分については、函館市会計規則第99条第1項第1号中「一品の価格が1万円以上」とあるのは「一品の価格が5万円以上」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成10年11月2日から施行する。
- 2 函館圏公立大学広域連合の運営に関する規則（平成9年函館圏公立大学広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成13. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第6号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第8号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 8. 29函館圏公立大学広域連合規則第6号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 28函館圏公立大学広域連合規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 30函館圏公立大学広域連合規則第10号）

この規則は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（令和6. 12. 26函館圏公立大学広域連合規則第2号）

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別表1

現金出納員の設置箇所	現金出納員	担当事務
函館圏公立大学広域連合事務局	管理課長	所管に係る収入事務

別表2

物品出納員の設置箇所	物品出納員	担当事務
函館圏公立大学広域連合事務局	管理課長	所管に係る物品の出納事務

○函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会条例

(平成19年11月30日函館圏公立大学広域連合条例第4号)

沿革 平成30年2月19日函館圏公立大学広域連合条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織および委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、経営または教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員および議事に関係のある特別委員（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、函館圏公立大学広域連合事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(函館圏公立大学広域連合特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 函館圏公立大学広域連合特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第13号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成30年2月19日函館圏公立大学広域連合条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○公立大学法人公立はこだて未来大学への職員の引継ぎに関する条例

(平成19年11月30日函館圏公立大学広域連合条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定に基づき、公立大学法人公立はこだて未来大学への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 地方独立行政法人法第59条第2項の条例で定める広域連合の内部組織は、公立大学法人公立はこだて未来大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（平成19年函館圏公立大学広域連合条例第8号）による廃止前の公立はこだて未来大学設置条例（平成11年函館圏公立大学広域連合条例第3号）第1条の規定により設置された公立はこだて未来大学とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○公立大学法人公立はこだて未来大学に係る重要な財産を定める条例

(平成19年11月30日函館圏公立大学広域連合条例第7号)

沿革 平成26. 2. 24函館圏公立大学広域連合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項および第44条第1項の規定に基づき、公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「公立大学法人」という。）の重要な財産を定めるものとする。

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、公立大学法人の保有する財産であって、次に掲げるもの（その性質上法第42条の2の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

- (1) 函館圏公立大学広域連合（以下「広域連合」という。）からの出資に係る全ての財産
- (2) 広域連合からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係る財産であって、その法第42条の2第1項または第2項の認可に係る申請の日における帳簿価格（現金および預金にあっては、申請の日におけるその額）が50万円以上のもの

(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)

第3条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、または担保に供しようとする場合にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）もしくは動産または不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26. 2. 24函館圏公立大学広域連合条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○函館圏公立大学広域連合が設立する公立大学法人の業務運営ならびに財務および会計に関する規則

(平成20年3月28日函館圏公立大学広域連合規則第7号)

沿革 平成30. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第1号

沿革 令和5. 3. 27函館圏公立大学広域連合規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、函館圏公立大学広域連合が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）の業務運営ならびに財務および会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書に記載すべき事項)

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務運営に関する基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに函館圏公立大学広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項およびその理由を記載した申請書を広域連合長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号に規定する規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第25条第2項第4号および第5号に掲げられた事項について定められた目標を達成するためとるべき措置
- (2) 法第78条第2項の規定により定められた目標を達成するためとるべき措置
- (3) 法第40条第4項に規定する次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該年度計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第27条第1項後段の規定により、年度計画を変更したときは、変更した事項およびその理由を記載した届出書を広域連合長に提出しなければならない。

(業務実績等報告書の記載事項等)

第6条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告

書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書ならびに中期目標の期間における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

2 法人は、法第78条の2第1項の規定により各事業年度の業務の実績等に関する評価を受けようとするときは、前項に定めた報告書を当該事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(会計処理)

第7条 広域連合長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(監査報告の作成)

第8条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項は、次のとおりとする。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員および職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するにあたり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度および独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設および維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行にあたり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通および情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法およびその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうかおよび中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備および運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為または法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨およびその理由

(6) 監査報告を作成した日

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準および地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）にいう純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書とする。

(事業報告書の作成)

第10条 法第34条第2項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない

い。

(1) 法人に関する基礎的な情報

- ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要
- イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
- ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
- エ 在学する学生の数
- オ 役員の氏名、役職、任期、担当および経歴
- カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）および平均年齢ならびに法人への出向者の数
- キ 非常勤職員の数

(2) 財務諸表の要約

(3) 財務情報

- ア 財務諸表に記載された事項の概要
- イ 重要な施設等の整備等の状況
- ウ 予算および決算の概要

(4) 事業に関する説明

- ア 財源の内訳
- イ 財務情報および業務の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

（財務諸表等の閲覧期間）

第11条 法第34条第3項に規定する規則で定める期間は、6年間とする。

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続）

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他広域連合長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に関する承認の手続）

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項または第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部または一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を広域連合長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他広域連合長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手續)

第14条 法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを広域連合長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第15条 前条の納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、または同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法および期限
- (6) 利息の支払の方法および期限
- (7) その他広域連合長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定により公立大学法人公立はこだて未来大学に係る重要な財産を定める条例（平成19年函館圏公立大学広域連合条例第7号）に規定する重要な財産を譲渡し、または担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容および予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあつては、その適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨およびその理由

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の規制)

第18条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、法人の理事、監事および現に存する法人が設置する大学（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、または存していた内部組織であつて再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

3 法第56条の2第2号に規定する管理または監督の地位として規則で定めるものは、公立大学法人公

立はこだて未来大学職員給与規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程66号）第16条第1項各号に規定する職務とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画における最初の事業年度開始の日の30日前までに」とあるのは、「法第25条第1項の規定による広域連合長の指示を受けた後遅滞なく」とする。
- 3 法人の成立の際法第67条第1項の規定により法人に出資されたものとする財産のうち償却資産については、第9条第1項の規定による特定があったものとみなす。

附 則（平成30. 3. 30函館圏公立大学広域連合規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 27函館圏公立大学広域連合規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○公立はこだて未来大学教育振興基金条例

(平成12年2月29日函館圏公立大学広域連合条例第5号)

(設置)

第1条 公立はこだて未来大学の教育の振興を図るため、公立はこだて未来大学教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 函館圏公立大学広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条の基金の設置の目的のための経費に充て、または基金に繰り入れるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

○公立はこだて未来大学教育振興基金条例の施行期日を定める規則

(平成12年3月23日函館圏公立大学広域連合規則第1号)

公立はこだて未来大学教育振興基金条例（平成12年函館圏公立大学広域連合条例第5号）の施行期日は、平成12年3月28日とする。

○公立はこだて未来大学施設整備基金条例

(平成15年2月28日函館圏公立大学広域連合条例第3号)

(設置)

第1条 公立はこだて未来大学の施設、設備等の整備に要する経費に充てるため、公立はこだて未来大学施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 函館圏公立大学広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条の基金の設置の目的のための経費に充て、または基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 広域連合長は、第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部または一部を予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

○公立はこだて未来大学施設整備基金条例の施行期日を定める規則

(平成15年3月4日函館圏公立大学広域連合規則第1号)

公立はこだて未来大学施設整備基金条例（平成15年函館圏公立大学広域連合条例第3号）の施行期日は、平成15年3月20日とする。

第2編 準用条例等

第1章 議会

- 函館市議会会議規則（昭和47年8月9日函館市議会規則第1号）
- 函館市議会傍聴規則（昭和57年7月5日函館市議会規則第1号）

第2章 公平委員会

- 函館市公平委員会議事規則（昭和41年8月8日函館市公平委員会規則第2号）
- 函館市職員団体の登録に関する規則（昭和41年10月12日函館市公平委員会規則第4号）
- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則
（昭和28年6月1日函館市公平委員会規則第4号）
- 不利益処分についての審査請求に関する規則
（昭和28年6月1日函館市公平委員会規則第5号）
- 公開口頭審理等の傍聴に関する規則（昭和28年6月23日函館市公平委員会規則第6号）
- 職員の苦情相談に関する規則（平成17年3月22日函館市公平委員会規則第4号）

第3章 組織・処務

- 函館市文書取扱規則（昭和35年12月26日函館市規則第36号）
- 函館市文書編集保存規則（昭和62年3月5日函館市規則第11号）

第4章 人事

- 函館市職員の臨時的任用に関する規則（令和元年函館市規則第33号）
- 函館市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和元年函館市規則第34号）
- **職員の分限に関する条例**（昭和27年3月29日函館市条例第5号）
- **函館市職員の定年等に関する条例**（昭和59年3月31日函館市条例第4号）
- 函館市職員の定年等に関する規則（令和4年函館市規則第48号）
- **職員の懲戒に関する条例**（昭和27年3月29日函館市条例第4号）
- **職員の服務及び職員団体に関する条例**（昭和26年6月23日函館市条例第14号）
- 職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和30年12月1日函館市規則第56号）
- **職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例**
（昭和41年10月8日函館市条例第13号）

- **職員の勤務時間に関する条例**（平成3年3月20日函館市条例第3号）
- 職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年5月24日函館市規則第30号）
- **職員の休日および休暇に関する条例**（平成3年3月20日函館市条例第4号）
- 職員の休日および休暇に関する条例施行規則（平成3年5月24日函館市規則第31号）
- **職員の育児休業等に関する条例**（平成4年3月24日函館市条例第2号）
- 職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月25日函館市規則第7号）
- 函館市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則
（令和元年函館市規則第37号）
- 函館市職員安全衛生管理規則（昭和58年4月1日函館市規則第28号）
- **函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例**
（令和元年函館市条例第32号）
- 函館市会計年度任用職員の初任給の基準に関する規則（令和元年函館市規則第39号）

第5章 旅費・公務災害補償

- **函館市職員等の旅費に関する条例**（平成2年10月9日函館市条例第22号）
- 函館市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成2年11月30日函館市規則第57号）
- **議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に関する条例**
（昭和31年12月25日函館市条例第47号）
- **議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例**
（昭和42年12月25日函館市条例第28号）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
（昭和43年4月9日函館市規則第5号）

第6章 財務・会計

- 函館市会計規則（昭和39年4月1日函館市規則第9号）
- 函館市補助金等交付規則（昭和62年4月10日函館市規則第43号）
- **函館市契約条例**（昭和39年4月1日函館市条例第5号）
- 函館市契約条例施行規則（昭和39年4月1日函館市規則第4号）
- **函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例**
（平成17年12月19日函館市条例第100号）
- 函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則
（平成17年12月19日函館市規則第108号）
- **函館市財産条例**（昭和39年4月1日函館市条例第6号）
- 函館市財産条例施行規則（昭和39年4月1日函館市規則第5号）